

Ⅱ 言語や文化の違いを超えて  
思いを伝え合う喜び、  
世界大での絆・支え合い

◆◇ 1 義務教育を中心とした外国語教育のこれまで、現在 ◇◆

今、日本の外国語教育は、大きな転換を迎えようとしています。このような変化の時代において、私たちは、義務教育9年間を通じ、「つながり」と「生かし合い」によって、どのように教育を為していけばよいのか。あるいはまた、そもそも、外国語教育は何のためにあるのか。

ここでは、義務教育9年間を通じた多様で一貫性のある外国語教育「理論編」とし、まず、我が国の外国語教育を取り巻く環境とその変化、また、外国語教育のこれまでと現在について考えていきます。

(1) グローバリゼーションと英語教育改革

**グローバルゼーション**  
 「グローバルゼーション」。我が国の外国語教育を取り巻く環境とその変化は、多くの部分を、この一語で言い当てることのできるはずで。各種インフラの整備に伴い、国境を越え、人、物、情報をはじめとするあらゆる物事が、迅速且つ大量に往き来するようになる。これに応じ、社会や経済、政治の在り方も変化していく。厚生労働省の調査によれば、新生児のうち両親の少なくとも一人が外国籍のケースや、日本に住む外国人が増加傾向にあり、グローバルゼーションは、私たちの身近な生活にも実感できる変化をもたらしています<sup>[1]</sup>。

**英語教育改革 学習指導要領改訂**  
 こうした変化に対応すべく、第2次教育振興基本計画<sup>[2]</sup>を受け、2013年12月には、学習指導要領の改訂が1年前倒しになることが明らかになりました。外国語（英語）については、「グローバル化に対応した英語教育改革実施計画」（表II-1）<sup>[3]</sup>として、「小学校における英語教育の拡充強化、中・高等学校における英語教育の高度化など、小・中・高等学校を通じた英語教育全体の抜本的充実を図る」ために、「小・中・高を通じて一貫した学習到達目標を設定することにより、英語によるコミュニケーション能力を確実に養う」ことや、「日本人としてのアイデンティティに関する教育の充実（伝統文化・歴史の重視等）」が示されたところです。

**2020年東京オリンピックパラリンピック**  
 本計画については、中央教育審議会での検討を経て学習指導要領を改訂、2018年度から段階的に実施し、東京オリンピック・パラリンピックが開催される2020年度の全面実施が予定されています。また、平成26年度予算案の閣議決定を受け、国際的に活躍できるグローバル・リーダーの育成・輩出を目的とした「スーパーグローバルハイスクール」事業<sup>[4]</sup>（表II-2）が開始されたり、「世界の成長を取り込むための外国人留学生の受入れ戦略」<sup>[5]</sup>が検討されたりしているところ。

**グローバル人材の育成**

表II-1 「グローバル化に対応した英語教育改革実施計画」（平成25年12月13日、文部科学省）の概要

学校段階	新たな英語教育の在り方	実現のための体制整備	
小学校	<ul style="list-style-type: none"> <li>○中学年：活動型・週1～2時数程度 ・コミュニケーション能力の素地を養う</li> <li>○高学年：教科型・週3時数程度（モジュールも活用）</li> <li>・初歩的な英語の運用能力を養う</li> <li>・英語指導力を備えた学級担任、専科教員の積極的活用</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・推進リーダーの加配措置・要請研修</li> <li>・専科教員の指導力向上</li> <li>・学級担任の指導力向上</li> <li>・研修用映像教材等の開発・提供</li> <li>・教員養成課程・採用の改善充実</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○外部人材の活用促進</li> <li>・ALTの配置拡大、地域人材等の活用促進（ガイドラインの策定等）</li> <li>・ALT等向け研修強化・充実</li> <li>○指導用教材の開発</li> <li>・先行実施のための教材整備</li> <li>・モジュール指導用ICT教材の開発・整備</li> </ul>
中学校	<ul style="list-style-type: none"> <li>・身近な話題についての理解、簡単な情報交換、表現できる能力</li> <li>・授業を英語で行うことを基本</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・推進リーダーの養成</li> <li>・英語科教員の指導力向上</li> <li>・外部検定試験の活用、県等ごとの教員の英語力の達成状況を定期的に検証</li> </ul>	
高等学校	<ul style="list-style-type: none"> <li>・幅広い話題について抽象的な内容を理解できる、英語話者とある程度流暢にやりとりできる能力</li> <li>・言語活動の高度化（発表、討論、交渉等）</li> </ul>		

表Ⅱ-2 「平成26年度スーパーグローバルハイスクールの概要」(平成25年12月24日、文部科学省)の摘要

目的	急速にグローバル化が加速する現状を踏まえ、社会課題に対する関心と深い教養に加え、コミュニケーション能力、問題解決力等の国際的素養を身に付け、将来、国際的に活躍できるグローバル・リーダーを高等学校段階から育成する。
事業概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>国際化を進める国内の大学を中心に、企業、国際機関(OECD、UNESCO等)、非営利団体等と連携を図り、グローバルな社会課題を発見・解決できる人材や、グローバルなビジネスで活躍できる人材(国際機関職員、社会事業家、グローバル企業の経営者、政治家、研究者等)の育成(・輩出)に取り組む高等学校等を「スーパーグローバルハイスクール(SGH)」に指定し、質の高いカリキュラムの開発・実践やその体制整備を進める。</li> <li>管理期機関(設置者)は、大学との連携・協力、指定高等学校への指導・助言・評価を行う。</li> <li>文部科学省は、学校の指定(5年間)、指導・助言・評価、支援を行う。</li> <li>企業、国際機関、非営利団体等は、人材、プログラムの提供を行う。</li> </ul>
取組	<p><b>【主な取組】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>グローバル・リーダー育成に資する課題研究を中心とした教育課程の研究開発・実践(教育課程特例活用を想定)</li> <li>グループワーク、ディスカッション、論文作成、プレゼンテーション、プロジェクト型学習等の実施</li> <li>海外の高校・大学等と連携した課題研究に関するフィールドワーク、成果発表等のための海外研修</li> <li>帰国・外国人生徒の積極的受入、大学との連携を通じた外国人留学生とのアカデミックなワークショップ</li> <li>大学との連携を通じた、課題研究内容に関する専門性を有する帰国・外国人教員の活用</li> </ul> <p><b>【大学との連携】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>課題研究に関する指導を行う帰国・外国人教員等の派遣や、大学生によるピアサポート</li> <li>国際展開を担当する部署との連携を通じた海外研修等の企画・立案に関するノウハウの伝授</li> <li>入試の改善による生徒の学習内容の適切な評価</li> <li>単位認定を含む高大連携プログラムの提供</li> </ul>
指定期間 ・予算等	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成26年度より5年間、国公立高等学校及び中高一貫教育校(中等教育学校、併設型及び連携型中学校・高等学校)</li> <li>計50校、平成26年度予算額(案)806,514千円(新規)</li> </ul>

## (2) 外国語(英語)教育のこれまで

歴史の構造 | 転換期を迎える外国語教育。では、我が国においては、ここに至るまで、どのような外国語教育が為されてきたのでしょうか。以下では、その歴史をおおまかに振り返ってみます。[6]

### ア 江戸時代から明治時代における外国語(英語)教育

江戸時代 | 我が国の外国語(英語)教育の開始は、遡ること約200年、江戸時代とされています。貿易・外交上の必要から英語研修の必要性が高まり、1811年には2,000語ほどの英和単語・表現集が、1814年には、我が国最初の英和辞典との説もある約6,000語の辞書『諳厄利亜語林大成』が完成しています。現行の学習指導要領下では、中学生で1,200語程度、さらに高校生では(最大)1,800語程度の語彙を学びます。辞書としては、一般に、中学生のものが10,000語程度、高校生では80,000語程度にもなります。単純な比較はできませんが、『諳厄利亜語林大成』を現代の外国語(英語)教育から考えた際に、どのような印象をもつでしょうか。

我が国最初の英和辞典

明治時代 | さて、続く明治時代の外国語(英語)教育には、「正則」「変則」とも呼ばれる2種の方法があったといえます。前者は英米人による英語での教授、後者は日本人による講読を意味します。しかし状況は、英語原書を日本人教師から日本語で学ぶ方法、つまり変則へと傾いていきました。この背景には、留学を経験し、帰国した日本人が増えたことがあったようです。

学校令  
学科及其程度 | そして、我が国における義務教育制度の創始となる1886年(明治19年)。学校令・学科及其程度では、高等小学校において「土地の状況によっては英語を加えることができる」、尋常中学校においては、「第一外国語(通常英語とする)」として、第5級第1学年から順に週6、6、7、5時間、第1級第5学年では5時間を充てるものと規定されました。こうして我が国の外国語(英語)教育は、公教育制度としてのかたちを徐々に整えていきます。

イ 明治末期から大正、昭和中期における外国語（英語）教育

内から  
外へ

——かつて日本は、「蘭語」を外国語の筆頭として学びました。自覚する機会は多くないかもしれませんが、「漢語」（漢字）もはじめは外国語に分類された言語です。貿易や外交の拡大に伴い、必要な外国語は移り変わる。今日私たちは、多様な言語に関心をもち、状況さえ許せば、それらを学ぶ機会を得ることもできる。現代のグローバル化は、確かに、変化の度合いをかつてないものとしているかもしれませんが、しかし、幾つかの史実から歴史の構造を取り出してみると、言語を介し、人と人との「かかわり」「つながり」が、内から外へ、特定の人から全ての人へ展開していく過程は、歴史の進み行きそのものであったとも言えます。

明治末期  
大正時代

本論に戻りましょう。明治時代においては、英語を公用語化しようとする、それとは逆に、国語と漢文を重視するといった揺れ動きもあったようです。こうした大きな動きの中、大正末期から昭和初期には、英語による直接コミュニケーションの能力育成が重要との考えも広まり始め、「聞くこと」「話すこと」を軸とした学習・指導法も開発されています<sup>[7]</sup>。この背景には、時代を追うにつれ英文和訳へ偏っていく状況への課題意識があったようです。しかし、一般には、日本語中心の英文法、英文英訳の対照構文、熟語構文を核にした英語和訳法、つまり、「読むこと」が軸であり、この流れは、現在も色濃く続いていると言えます。

揺れ動き

聞く・話す  
読む・書く

公教育制度としては、1907年（明治40年）に義務教育年限が延長、尋常小学校の修業年数が6年になりました。このため高等小学校は2年になりましたが、英語の位置付けは変化なく、「土地の状況によって加えることができる」というものです。尋常中学校では、「讀方・譯解・講讀・書取・会話・文法・作文・翻譯」（尋常中学校ノ学科及其程度、1886年（明治19年）<sup>[8]</sup>）、また「之ヲ運用スル能ヲ得シメ兼テ知識ノ増進ニ資スル」（中学校令施行規則、1901年（明治34年）<sup>[9]</sup>）といった要旨が規定されており、明治期の外国語（英語）教育開始以後、大正から昭和中期までは、制度上の大きな変化はなかったようです。

公教育  
制度

ウ 昭和中期から現在までの外国語（英語）教育

学習指導  
要領

そして、1947年（昭和22年）。義務教育が現在と同じ9年間になり<sup>[10]</sup>、1949年（昭和24年度）には全学年の義務就学制が完成しました。しかし、外国語（英語）が必修になるのはまだ先のこと。中学校は1998年（平成10年）、小学校では2008年（平成20年）です。

昭和中期

さて、義務教育での必修化へと至る昭和中期以後、外国語教育の目標や具体的な内容、方法は学習指導要領によって規定されています。学習や指導の方法の実態は前項までに述べたとおりですので、ここでは、義務教育における目標の変遷を振り返っていきます。

外国語教育  
の目標

表II-3には、学習指導要領規定の目標をまとめました<sup>[11]</sup>。一貫しているのは、言語能力の育成とともに、外国語（英語）を話す人々の生活様式や風俗・習慣、ものの見方・考え方などについての理解です。また、「聞く」「話す」「読む」「書く」の順列は不変であり、ここからは、ある言語を音声として聞き、倣い覚え、自ら話し、それに対して記号（文字）を当てはめ読む・理解する、さらに、書く・表現する能力を身に付けていく言語獲得の過程を読み取ることができます<sup>[12]</sup>。もちろん、1989年（平成元年）に「コミュニケーション」という語が初出する、1998年（平成10年）には「言語や文化の理解」（を基盤とした）「能力」の構成順になるといった変化もあります。しかし、目標の一つである言語・コミュニケーション能力の育成については、1947年試案「英語で考える習慣を作ること」にある「生きたことば」の理念を、時代や状況の変化に応じつつ、一貫して継承・発展してきたものと解釈することができます。

言語獲得の  
一般過程

コミュニ  
ケーション

生きた  
ことば

英語を学ぶということは、〔中略〕われわれの心を、生まれてこのかた英語を話す人々の心と同じように働かせることである。この習慣を作ることが英語を学ぶ上の最初にして最後の段階である。

英語で考えることと翻訳することとを比較してみよう。前者は英語をいかに用いるかということを目的とし〔中略〕〔〕聴き方にも、話し方にも、読み方にも、書き方にも注意しながら英語を生きたことばとして学ぶ〔中略〕。ここにおいて、英語で考えることが、英語を学ぶ最も自然な最も効果的な方法であることは明らかである。〔13〕

表Ⅱ-3 学習指導要領に規定された中学校外国語科、小学校外国語活動の目標<sup>[1]</sup>

時期	目標（摘要）
1947年 （試案） （昭和22年） [13]	1 英語で考える習慣を作ること。 2 語の聴き方と話し方を学ぶこと。 3 英語の読み方と書き方を学ぶこと。 4 英語を話す国民について知ること、特に、その風俗習慣及び日常生活について知ること。
1951年 （昭和26年） [14]	（一般目標）聴覚と口頭との技能及び構造型式の学習を最も重視し、聞き方・話し方・読み方及び書き方に熟達するのに役立ついろいろな学習経験を通じて、「ことば」としての英語について、実際の基礎的な知識を発達させるとともに、その課程の中核として、英語を常用語としている人々、特にその生活様式・風俗及び習慣について、理解・鑑賞及び好ましい態度を発達させること。
1958年 （昭和33年）	1 外国語の音声に慣れさせ、聞く能力及び話す能力の基礎を養う。 2 外国語の基本的な語法に慣れさせ、読む能力及び書く能力の基礎を養う。 3 外国語を通して、その外国語を日常使用している国民の日常生活、風俗習慣、もの見方などについて基礎的な理解を得させる。（以上は、相互に密接な関連をもって、全体として外国語科の目標をなす。）
1968年 （昭和43年）	外国語を理解し表現する能力の基礎を養い、言語に対する意識を深めるとともに、国際理解の基礎を培う。 このため、 1 外国語の音声及び基本的な語法に慣れさせ、聞く能力及び話す能力の基礎を養う。 2 外国語の文字及び基本的な語法に慣れさせ、読む能力及び書く能力の基礎を養う。 3 外国語を通して、外国の人々の生活やもの見方について基礎的な理解を得させる。
1977年 （昭和52年）	外国語を理解し、外国語で表現する基礎的な能力を養うとともに、言語に対する関心を深め、外国の人々の生活やもの見方などについて基礎的な理解を得させる。
1989年 （平成元年）	外国語を理解し、外国語で表現する基礎的な能力を養い、外国語で積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度を育てるとともに、言語や文化に対する関心を深め、国際理解の基礎を培う。
1998年 （平成10年）	外国語を通じて、言語や文化に対する理解を深め、積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度の育成を図り、聞くことや話すことなどの実践的コミュニケーション能力の基礎を養う。
2008年 （平成20年） ※現行	小学校／中学校：外国語を通じて、言語や文化について体験的に理解を深め／言語や文化に対する理解を深め、積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度の育成を図り、外国語の音声や基本的な表現に慣れ親しませながら／聞くこと、話すこと、読むこと、書くことなどのコミュニケーション能力の素地／基礎を養う。

### (3) 外国語（英語）教育の現在

外国語教育  
のこれから

外国語教育  
の目的論

国際理解・  
親善・協同

こうして現在、2008年（平成20年）告示の現行学習指導要領においても、言語や文化の理解、言語・コミュニケーション能力の育成は、外国語教育の目標であり続けています。

では、大きな転換を迎えるこれから先、私たち義務教育の担い手は、どのように外国語教育を為していけばよいのでしょうか。この問いに対する答えの探究は、「何のために」という「目的」論から始まります。そして、ここまでにみた歴史からすれば、グローバル化に応じる改革が進んでも、外国語教育の目標の二つの理念は継承されることが出来ます。これらの理由は次節でもう少し詳しく述べていきますが、ここでは、本節を閉じるに当たり、言語や文化の理解に関する理念の継承を、現行の学習指導要領で確認しておきましょう。

1947年試案「英語を話す国民について知ること、特に、その風俗習慣及び日常生活について知ること」の継承としては、例えば中学校外国語科・教材の配慮点に、以下の規定があります。

- ア 多様なもの見方や考え方を理解し、公正な判断力を養い豊かな心情を育てるのに役立つこと。
- イ 外国や我が国の生活や文化について理解を深めるとともに、言語や文化に対する関心を高め、これらを尊重する態度を育てるのに役立つこと。
- ウ 広い視野から国際理解を深め、国際社会に生きる日本人としての自覚を深めるとともに、国際協同の精神を養うのに役立つこと。

次節では、ここまでを踏まえ、杉並区の目指す外国語教育の像を導いていきます。◆◆◆◆

I 小中一貫教育  
理論編

II 外国語教育  
理論編

III 外国語教育  
実践編  
全体・系統

III 外国語教育  
実践編  
小学校

III 外国語教育  
実践編  
接続・導入

III 外国語教育  
実践編  
中学校

IV 資料編

◆◆ 2 杉並区教育ビジョン 2012 とこれからの外国語教育 ◆◆

2012 年（平成 24 年）、杉並区教育委員会は、今後 10 年を見据えた目指す教育を示す「杉並区教育ビジョン 2012」を策定しました（p.13）。本ビジョンに定められる二つの目指す人間像は、前節で確認した外国語教育の二つの目標の理念と重なり合い、杉並区が目指す外国語教育の像を導いていきます。

しかし、そのために私たちは、幾つかの現状を確認しなければなりません。一つに、杉並区立学校における外国語教育の現状と課題、二つに、国際的な教育危機です。

(1) 杉並区立学校における外国語教育の現状と課題

調査結果  
から見える  
現状・課題

図Ⅱ-1 から 3 には、平成 25 年度実施の杉並区「特定の課題に対する調査、意識・実態調査」のうち、外国語教育に関わる結果を示してあります。今後の課題に焦点を絞ると、調査結果からは、①小学校第 6 学年において、4 割程度の児童が、外国語（英語）を通じたコミュニケーションに楽しさを（やや）感じていないと自己評価している、②中学校第 1 学年までの外国語（英語）を用いた言語・コミュニケーション能力の習得状況について、約 3 割程度の生徒に特定の内容でのつまずき、学び残しがみられる、さらに、③中学校第 3 学年において、2 割程度の生徒が、異なる言葉や文化の人々に出会ったとき、互いの違いを認め、尊重することが（やや）できないと自己評価している、といった傾向を見いだすことができます。

グローバル  
化した社会  
を生きる子  
どもたちに

もちろんこれらが、本区の外国語教育の現状の全てではありません。しかし、義務教育段階において、外国語を用いたコミュニケーションに楽しさを実感し、異なる言葉を一定程度身に付け、これらを通じて、異なる文化をもつ人々と出会ったとき、同じ世界・社会に暮らす存在として承認しようとする態度を育む。そういった、グローバル化した社会で多様な他者と共に生き、自らの道を拓くための基盤となる能力・態度が、全ての子どもに保障されていない。調査結果は、このような杉並区の課題を把握するには十分なものであるはずです。

しかし、これからの外国語教育を導くためには、視野を世界へ広げていく必要があります。

(2) グローバリゼーションとユニバーサリゼーション、外国語教育のこれから

UNESCO

国際的な  
教育危機

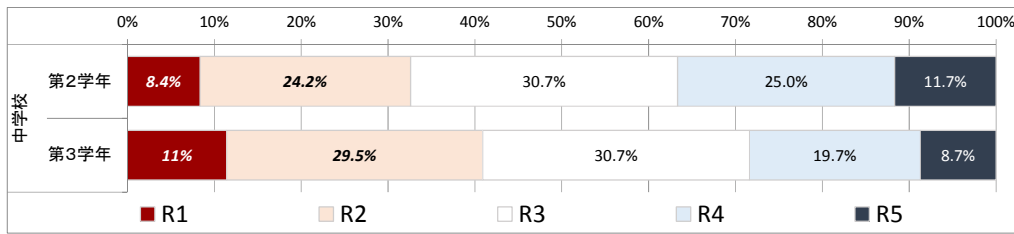
国際的な教育危機<sup>[15]</sup>——ユネスコの“Education For All Global Monitoring Report 2013/4”<sup>[16]</sup>によれば、世界の初等教育対象年齢 6 億 5,000 万人のうち、少なくとも 2 億 5,000 万の子どもが基礎的な読みと計算を学んでいない状況にあります。さらに、そのうち 1 億 2,000 万人は、初等教育の経験が全くない又はそれに近い状況にあるといった現状も報告されています。

グローバリ  
ゼーション  
と  
ユニバー  
サリゼー  
ション

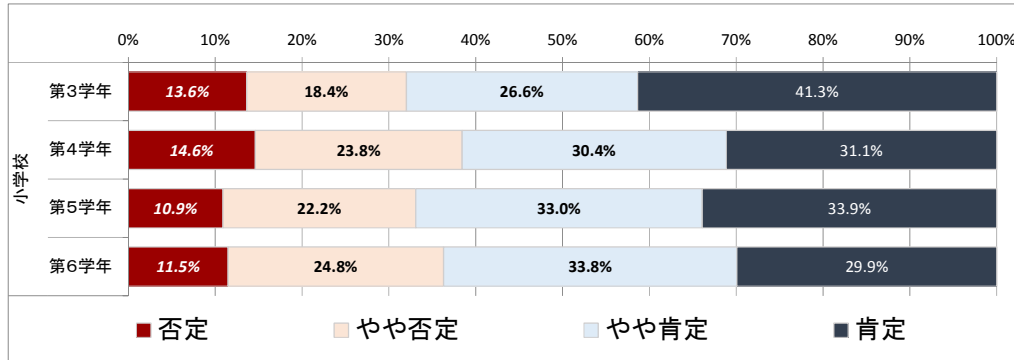
これからの  
外国語教育

我が国に限らず、世界の公教育史を振り返るとき、教育が内から外に、特定の人から全ての人に向かって展開し、福祉が実現していく過程をみることができます。この展開・過程は、グローバリゼーションと同型でありながらも福祉的な価値判断を含む点で異なることから、ユネスコの「普遍的な初等教育（universal primary education）」<sup>[17]</sup>を踏まえ「ユニバーサリゼーション（universalization）」と名付けることができます。そして私たちは、国際的な教育危機を「全ての子どもに」という規準に照らすとき、解決すべき課題としてこれを捉え、より一層の、あらゆる境界を超える＝世界大のユニバーサリゼーションが必要なことを理解するに至るはずです。

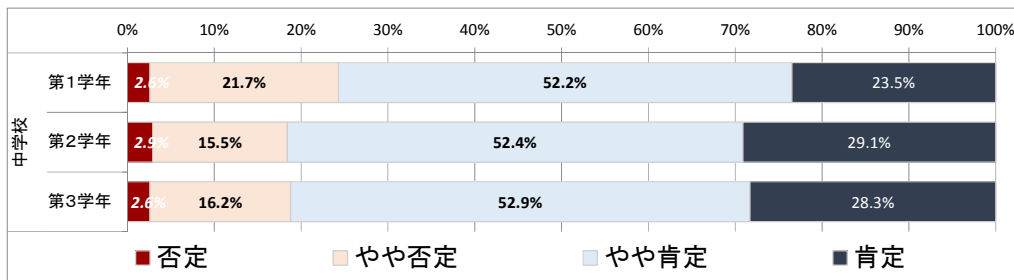
ここで、外国語教育へと論を戻しましょう。これから始まる英語教育改革は、加速するグローバリゼーションに応じるものでした。私たちは、ここに至ってグローバリゼーションとユニバーサリゼーションの関連を探り、前者の「正当性」は後者に基礎付けられる、とすることができます。各種インフラの整備に伴い、国境を越え、人、物、情報をはじめとするあらゆる物事が、迅速且つ大量に往き来するようになる。これに応じ、社会や経済、政治の在り方も変化していく。この変化はすなわち、世界の全ての人に福祉を実現していこうとする限り「よい」と判断し得る。この意味において、改革が「よい」グローバル人材の育成・輩出を目的とするなら、外国語教育は、これまで以上に、世界の福祉、つまり普遍福祉の実現に向かう感度を根底に据えなければなりません。こうして 1947 年試案にみる外国語教育の目標の二つの理念は、「多様な言語や文化の理解と承認を通じた世界福祉の感度」を基盤とする「コミュニケーション能力」の育成として、これからも継承されると考えることができます。



図Ⅱ-1 平成 25 年度 杉並区「特定の課題に対する調査」における外国語科（英語）の結果  
学習指導要領に準拠した調査実施の前学年の学習状況



図Ⅱ-2 平成 25 年度 杉並区「意識・実態調査」、外国語教育に関わる児童の自己評価の状況  
小学校第3学年～第6学年「英語を使って、友達や先生とやり取りすることは楽しいと思う。」



図Ⅱ-3 平成 25 年度 杉並区「意識・実態調査」、外国語教育に関わる生徒の自己評価の状況  
中学校第1学年～第3学年「異なる言葉や文化の人々に出会ったとき、互いの違いを認め、尊重することができる。」

(3) 言語や文化の違いを超えて思いを伝え合う喜びに気づき、世界大での絆・支え合いの大切さに自覚を深める

杉並区教育  
ビジョン  
2012

目指す  
人間像

外国語教育  
目標の理念

杉並区の  
目指す  
外国語教育

2011年3月11日、我が国は、1000年に一度と言われる東日本大震災を経験しました。私たちは、心の中にある「人と人の絆・支え合いの大切さ」を呼び覚ますとともに、命の尊さを思いやり、助け合いの大切さを痛感し、同時にその基となる教育の重要性に改めて気付かされました。そして、グローバル化に応じるこれからの外国語教育を考えると、私たちは、今一度、絆・支え合いの大切さを呼び覚まし、世界大に拓けていく必要性を自覚できるはずで

す。杉並区教育ビジョン 2012 に示される、「共に生きる」「自らの道を拓く」という二つの目指す人間像。外国語教育の目標の二つの理念である、「多様な言語や文化の理解と承認を通じた世界福祉の感度」を基盤とする「コミュニケーション能力」の育成。私たちは、前項の現状を通じてこれらを重ね合わせ、杉並区が目指す外国語教育の像を、次のように導くことができます。

【小学校段階】言語や文化の違いを超えて思いを伝え合う喜びに気づき、【中学校段階】世界大での絆・支え合いの大切さに自覚を深めながら、外国語によるコミュニケーション能力を養う。

「困難なことを人任せにはせず、自らかわり、一人ではできないことは人と協力し、次代を創り出していく主体者として、これからの教育を考えていく。」私たち義務教育の担い手は、この教育ビジョン 2012 の策定趣旨に呼応し、「つながり」と「生かし合い」によって為す多様で一貫性ある外国語教育によって、目指す像の実現をめがけます。◆◆◆◆

I 小中一貫教育  
理論編  
II 外国語教育  
理論編  
III 外国語教育  
実践編  
全体・系統  
小学校  
III 外国語教育  
実践編  
中学校  
III 外国語教育  
実践編  
接続・導入  
IV 資料編

◆◆ 3 義務教育9年間を通じた多様で一貫性のある外国語教育の構想に関する諸規定 ◆◆

前節では、杉並区教育ビジョン 2012 の目指す人間像と外国語教育の目標の理念を重ね合わせ、目指す外国語教育像を導きました。これはさしあたり、ビジョンの終了となる平成33年度までの実現を目指す像です。

私たちは、この像に基づき、義務教育修了時の子どもたちの姿を、具体的に思い描く必要があります。そして、それに至る9年間の過程を「つながり」をもって思い描き、その実現のための方法を同じく「つながり」をもって考え出し、互いの「生かし合い」によって多様で一貫性ある外国語教育を進めていきます。

本節では、そのより質高い構想のために、その基礎となる諸規定を確認しておきます。

(1) 指導目標・内容(事項)の【系統性】に関する規定

ア 成長・発達の多様性に応じる指導目標・内容(事項)の【系統性】に関する規定

目標・内容(事項)の系統性に関する規定

では、9年間を通じた子どもたちの成長を思い描くことから始めましょう。表II-4には、そのための基礎として、指導の目標と内容(事項)の【系統性】を視点とし、学習指導要領に規定される小学校外国語活動と中学校外国語科の規定を(再)構造化したものを示しました。[18]

私たちがまず留意しなければならないのは、各学年の目標は、児童・生徒や地域の実態に応じ、各学校において適切に定める必要があるということです。この規定は、外国語に関わる成長が、他教科等のそれに比較し、多様性＝学校や地域、個人の差が大きいことに基づくと考えられます。したがって、学習指導要領に規定される指導目標は、小学校、中学校という大きなくくりであり、それは指導内容(事項)についても同じです。

表II-4 指導目標・内容(事項)の【系統性】に関する規定 学習指導要領(平成20年3月告示)

小学校	
指導目標	外国語を通じて、言語や文化について体験的に理解を深め積極的にコミュニケーションしようとする態度の育成を図り 外国語の音声や基本的な表現に慣れ親しませながら、コミュニケーション能力の素地を養う。 ※(指導計画の作成)各学校においては、児童や地域の実態に応じて、学年ごとの目標を適切に定め、2学年間を通して外国語活動の目標の実現を図るようにすること。
指導内容(事項)	<p><b>言語や文化に対する理解(体験的な気付き)</b></p> 日本と外国の言語や文化について、体験的に理解を深めることができるよう、次の事項について指導する。 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 音声やリズムなどに慣れ親しむとともに、日本語との違いを知り、言葉の面白さや豊かさに気付くこと。</li> <li>(2) 日本と外国との生活、習慣、行事などの違いを知ること。</li> <li>(3) 異なる文化をもつ人々との交流等を体験し、文化等に対する理解を深めること。</li> <li>(4) 多様なものの見方や考え方があることに気付くこと。</li> <li>(5) — ※(中)国際理解、国際社会に生きる日本人としての自覚、国際協調の精神</li> </ol> <p><b>コミュニケーション能力の育成(音声や基本的な表現への慣れ親しみ)</b></p> 外国語を用いて積極的にコミュニケーションを図ることができるよう、次の事項について指導する。 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 外国語を用いてコミュニケーションを図る楽しさを体験すること。</li> <li>(2) 積極的に外国語を聞いたり、話したりすること。</li> <li>(3) 言語を用いてコミュニケーションを図ることの大切さを知ること。</li> </ol> <p>[言語材料]</p> ア 音声    イ 基本的な表現



## イ 系統的な言語や文化に関する理解、コミュニケーション能力の育成

言語や文化  
に対する  
理解・承認  
の系統性

コミュニ  
ケーション  
能力の育成  
の系統性

では、目標・内容（事項）の系統性については、どのような規定があるのでしょうか。  
指導内容の大枠の一つ「言語や文化に対する理解」は、体験を通じた日本と外国の言語や文化の差異の気付きから始まり、広い視野からの国際理解を深めていく過程を規定するものです。特に、異なる文化の理解と承認については、成長の過程に応じ、文化差異に根付くものの見方や考え方にまで考えを至らせていく必要があります。

私たちは、歴史上起きた一つの出来事に対しても、国や地域、また個人によって、多様なものの見方や考え方があることを経験的に理解できるはずで、その差異を生むのは、それぞれが心の奥底にもつ多様な「関心」やよりよく生きたいという「願い」です。9年間の外国語教育を通じてそこまで遡ることができるようになれば、「異なる関心や願いに基づけば、異なる文化や歴史の解釈が生まれ得る」「各々の関心や願いそれ自体は、承認することができる」、さらに「差異を承認した上で、今の世界の状況はどうか、世界の福祉に必要なことは何か」といったように、文化差異を超える公正な判断力や国際協調の精神を養うことができます。

また、2 (2) でも確認したように、もう一つの指導内容である「コミュニケーション能力の育成」については、1947年試案以降「聞くこと」「話すこと」「読むこと」「書くこと」の順列が不変です。したがって、具体的な指導の目標や内容のつながりを構想するに当たっても、これを言語獲得の一般過程として捉え、指導計画の作成や内容の取扱いにおいて十分に考慮する必要があります。すなわち、小学校段階・外国語教育の導入段階においては、体験的に聞く・話すことを通して音声や表現に慣れ親しませることから始める必要があるということです。[19]

外国語教育の（再）構造化、（小）は小学校、（中）は中学校の規定、下線は加筆箇所

中学校		
外国語を通じて、言語や文化に対する理解を深め 積極的にコミュニケーションしようとする態度の育成を図り 聞くこと、話すこと、読むこと、書くことなどの コミュニケーション能力の基礎を養う。 ※（指導計画の作成）各学校においては、生徒や地域の実態に応じて、学年ごとの目標を適切に定め、 3学年間を通して外国語科の目標の実現を図るようにすること。		指導目標
<b>言語や文化に対する理解（理解と承認）</b> <u>広い視野から日本と外国の言語や文化について理解を深めるとともに、国際社会に生きる日本人としての自覚を高め、国際協調の精神を養うことができるよう、次の事項について指導する。</u> (1) <u>言語に対する関心を高め、尊重する態度を育てること。</u> (2) <u>外国や我が国の生活や文化についての理解を深めること。</u> (3) <u>文化に対する関心を高め、尊重する態度を育てること。</u> (4) <u>多様なものの見方や考え方を理解し、公正な判断力を養い豊かな心情を育てること。</u> (5) <u>広い視野から国際理解を深め、国際社会に生きる日本人としての自覚を高めるとともに、国際協調の精神を養うこと。</u>		指導内容 (事項)
<b>コミュニケーション能力の育成（4技能の育成とその統合）</b> ※各領域の指導事項は表Ⅱ-7を参照 A 初歩的な <u>外国語（英語）</u> を聞いて話し手の意向などを理解できるよう、次の事項について指導する。[話] B 初歩的な <u>外国語（英語）</u> を用いて自分の考えなどを話すことができるよう、次の事項について指導する。[聞] C <u>外国語（英語）</u> を読むことに慣れ親しみ、初歩的な <u>外国語（英語）</u> を読んで書き手の意向などを理解できるよう、次の事項について指導する。[読] D <u>外国語（英語）</u> で書くことに慣れ親しみ、初歩的な <u>外国語（英語）</u> を用いて自分の考えなどを書くことができるよう、次の事項に次の事項について指導する。[書]		
<b>〔言語材料〕</b> ア 音声    イ 文字及び符号    ウ 語、連語及び慣用表現    エ 文法事項		

I  
小中一貫教育  
理論編

II  
外国語教育  
理論編

III  
外国語教育  
実践編  
全体・系統

III  
外国語教育  
実践編  
小学校

III  
外国語教育  
実践編  
接続・導入

III  
外国語教育  
実践編  
中学校

IV  
資料編

表II-5 コミュニケーション活動を基礎とした指導方法の【連続性】に関する規定

小学校	
コミュニケーション活動	[コミュニケーションの場面の例]
	a 特有の表現がよく使われる場面 ・ あいさつ ・ 自己紹介 ・ 買物 ・ 食事 ・ 道案内 など
	b 児童の身近な暮らしにかかわる場面 ・ 家庭での生活 ・ 学校での学習や活動 ・ 地域の行事 ・ 子どもの遊び など
	[コミュニケーションの働きの例]
	a 相手との関係を円滑にする ・ ※(中) 呼び掛ける など
b 気持ちを伝える ・ ※(中) 礼を言う など	
c 事実を伝える ・ ※(中) 説明する など	
d 考えや意図を伝える ・ ※(中) 申し出る など	
e 相手の行動を促す ・ ※(中) 質問する など	

(2) 指導と評価の方法の【連続性】の確保に関する規定

ア コミュニケーション活動を基礎とした指導の方法の【連続性】の確保に関する規定

コミュニケーション活動

場面と働き

系統性に  
基づく  
連続性の  
確保

4技能の  
総合的指導

言語や文化  
についての  
理解

次は、外国語教育を通じた子どもたちの成長を実現していくための、指導と評価の方法の【連続性】です。まず、指導の方法の連続性に関する規定を確認していきましょう。

学習指導要領では、表II-5に示すコミュニケーションの「場面」「働き」を取り上げるようにすると規定しています<sup>[20]</sup>。ここでは両者を、【連続性】の視点から「コミュニケーション活動」と(再)構造化しました。これは、外国語教育における指導の方法の連続性を確保するための、最も基礎になる規定です。

ここで、再度留意しなければならないことがあります。「連続性の確保は系統性の理解に基づく」ことです(p.21)。よって、前項でも確認した「聞くこと」「話すこと」から「読むこと」「書くこと」へつながる指導内容(事項)、もってコミュニケーション能力の「素地」から「基礎」を養うことへとつながる指導目標の系統性に応じ、連続性のある具体的なコミュニケーションの場面を設定・働きを取り上げていく必要があります。例えば、「学校での学習や活動」の場面で「約束をする」といった働きを取り上げ、子どもたち自らが、小学校では聞いたり話したり、中学校ではさらに読んだり書いたりする活動を通じて、その場面・働きに必要な音声・表現に慣れ親しませ、各技能の事項に規定される力を身に付けさせていくということです。また、とりわけ中学校では、「コミュニケーション能力の育成」という目標の実現を図ることができるよう、4つの技能をバランスよく総合的に指導し、実際に外国語を用いてコミュニケーションを図ることができるようにしていく必要があります。音声や文法事項の反復に終始したり、4技能を個別にのみ扱ったりする学習や指導は、適切ではありません。

なお、言語や文化に対する理解の系統性に応じる連続性の確保については、コミュニケーション活動で用いる「教材」やその「題材」において配慮しつつ、道徳教育の目標や内容との関連を考慮していくことが基礎となります。これについては、後の「指導計画の作成」「内容の取扱い」で触れることにし、次は、評価の方法の連続性について確認していきます。

学習指導要領（平成20年3月告示）外国語教育の（再）構造化、下線は加筆箇所

中学校	
<p>〔言語の使用（コミュニケーションの）場面の例〕</p> <p>a 特有の表現がよく使われる場面</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ あいさつ</li> <li>・ 自己紹介</li> <li>・ 買物</li> <li>・ 食事</li> <li>・ 道案内</li> <li>・ 旅行</li> <li>・ 電話での応答 など</li> </ul> <p>b 生徒の身近な暮らしにかかわる場面</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 家庭での生活</li> <li>・ 学校での学習や活動</li> <li>・ 地域の行事 など</li> </ul>	コミュニケーション活動
<p>〔言語（コミュニケーション）の働きの例〕</p> <p>a コミュニケーションを円滑にする</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 呼び掛ける</li> <li>・ 相づちをうつ</li> <li>・ 聞き直す</li> <li>・ 繰り返す など</li> </ul> <p>b 気持ちを伝える</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 礼を言う</li> <li>・ 苦情を言う</li> <li>・ 褒める</li> <li>・ 謝る など</li> </ul> <p>c 情報を伝える</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 説明する</li> <li>・ 報告する</li> <li>・ 発表する</li> <li>・ 描写する など</li> </ul> <p>d 考えや意図を伝える</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 申し出る</li> <li>・ 約束する</li> <li>・ 意見を言う</li> <li>・ 賛成する</li> <li>・ 反対する</li> <li>・ 承諾する</li> <li>・ 断る など</li> </ul> <p>e 相手の行動を促す</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 質問する</li> <li>・ 依頼する</li> <li>・ 招待する など</li> </ul>	

イ 評価の方法の【連続性】の確保と CAN-DO リストの形による学習到達目標の設定

系統性に準拠した連続的な評価

CAN-DO リスト

力の明確化  
生涯学習  
学習意欲  
PDCA

杉並区小中一貫教育の考え方による基礎付け

評価の方法の連続性については、「目標及びその系統性に準拠した連続的な評価」として、既に説明したとおりです（p.22、表 I-5）。目標及びその系統性の十分な理解に基づき、ある時点での学習状況を評価する「規準」や「方法」「材料」を連続的に定めていく。「確実な習得を図る」、あるいは「つまづいている」「学び残しがある」といった評価に関わる議論は全て、子どもたちの成長・発達していく姿やその過程を思い描くことから始まります。

さて、近年、外国語教育の領野では、「CAN-DO リスト」の形で具体的に子どもたちの成長を思い描くことに関心が高まっています<sup>[21]</sup>。先の英語教育改革実施計画<sup>[3]</sup>においても、コミュニケーション能力の確実な養成のために、小・中・高を通じて一貫した学習到達目標を設定することが新たな在り方として示されていました。すなわち、CAN-DO リストの形での一貫した学習到達目標の設定。これは、これまでの取組とどのような違いがあるのでしょうか。

結論から言えば、上記の取組は、目標及びその系統性に準拠した連続的な評価に包摂され、CAN-DO リストは、このより質高い実現のための手だてに位置付けることができます。

表 II-6 と 7 には、CAN-DO リストの形での学習到達目標の設定について、平成25年3月文部科学省発行の手引き<sup>[22]</sup>をまとめ、一部改編したものを示しました。ここには、「外国語表現と理解の能力について、生徒が身に付ける力を各学校が明確化」「生涯学習の観点から、教員と生徒が目標を共有、自律的学習者としての態度・姿勢を身に付けさせる」、また「目標を超えた伸長がみられる、習熟により時間がかかる生徒も、学習意欲を維持できる工夫が必要」、さらに「PDCA サイクルを確立する」といったことが示されています。まとめると、外国語によるコミュニケーション能力を確実に養成し、生涯にわたる自律的な学習態度・姿勢を育むために、個の成長の多様性に応じつつ、「目標及びその系統性に準拠した、連続性のある指導と評価の一体化」を目指す。やや文脈から離れ付言しておくなら、このように全教育方法の基盤としての本区一貫教育の考え方は、新たな取組をその内に包摂し、基礎付ける「原理」ともなります。

- I 小中一貫教育理論編
- II 外国語教育理論編
- III 外国語教育実践編 全体・系統
- III 外国語教育実践編 小学校
- III 外国語教育実践編 接続・導入
- III 外国語教育実践編 中学校
- IV 資料編

(表II-4に基づき改編して再掲) 表I-5 外国語における系統性の構造的理解に基づく連続性の確保

小学校 (外国語活動)		
指導目標	外国語を通じて 言語や文化について体験的に理解を深め 積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度の育成を図り 外国語の音声や基本的な表現に慣れ親しませながら、コミュニケーション能力の素地を養う。	
	コミュニケーション能力の育成 音声や基本的な表現への慣れ親しみ (主として聞くこと・話すこと)	
指導内容 (事項)	言語や文化に対する理解 外国と我が国の言語や文化に対する体験的な気付き	
	※省略	
学習評価	学習評価の観点 観点の趣旨	
	第1 コミュニケーションへの関心・意欲・態度	コミュニケーションに関心を持ち、積極的にコミュニケーションを図ろうとする。
	第2 外国語への慣れ親しみ	活動で用いている外国語を聞いたり話したりしながら、外国語の音声や基本的な表現に慣れ親しんでいる。
	第3 言語や文化に対する気付き	外国語を用いた体験的コミュニケーション活動を通して、言葉の面白さや豊かさ、多様なものの見方や考え方があることなどに気付いている。
	評価の方法	
	・教師による行動観察 ・児童による自己評価/相互評価 等	
	評価の材料	
	・言動 ・振り返りカード ・ノート ・ワークシート 等	
	指導の記録 (活動の記録)	
	・記録、評価の観点を記入した上で、それらに照らして、児童の学習状況に顕著な事項がある場合にその特徴を記入する等、児童にどのような力が身に付いたかを文章で記述	

表II-6 各中・高等学校の外国語教育における「CAN-DO リスト」の形での学習到達目標の設定

目的	<p>○学習指導要領に基づき、外国語科の観点別学習状況の評価における「外国語表現の能力」と「外国語理解の能力」について、生徒が身に付ける能力を各学校が明確化し、主に教員が生徒の指導と評価の改善に活用すること</p> <p>○学習指導要領を踏まえた、「聞くこと」、「話すこと」、「読むこと」及び「書くこと」の4技能を総合的に育成し、外国語によるコミュニケーション能力、相手の文化的、社会的背景を踏まえた上で自らの考えを適切に伝える能力並びに思考力・判断力・表現力を養う指導につなげること</p> <p>○生涯学習の観点から、教員が生徒と目標を共有することにより、言語習得に必要な自律的学習者として主体的に学習する態度・姿勢を生徒が身に付けること</p>
意味	<p>○学習到達目標とは、各学校において、全ての生徒に求められる外国語能力を達成するためのものである。その上で、目標を超えた伸長がみられる生徒も、習熟により時間がかかる生徒も、学習意欲を維持できるような工夫が必要である。</p> <p>○〈卒業時の学習到達目標の設定〉生徒の学習の状況や地域の実態等を踏まえた上で、卒業時の学習到達目標を、言語を用いて「～することができる」[能力記述文]という形で設定する。</p> <p>○〈学年ごとの学習到達目標の設定〉卒業時の学習到達目標を達成するため、学習指導要領の外国語科及び外国語科の各科目の目標に基づく学年ごとの目標について、4技能を用いて「～することができる」の形(「CAN-DO リスト」の形)で設定する。</p>
年間指導計画と評価計画への反映	<p>○CAN-DO リスト形式の目標を年間指導計画にどのように位置付け、どのような指導を行うか、また、設定した目標の達成度をどのような方法で把握し、評価するかを計画する。</p> <p>○その際、観点別学習状況の評価における外国語科の評価の観点は「コミュニケーションへの関心・意欲・態度」、「外国語表現の能力」、「外国語理解の能力」及び「言語や文化についての知識・理解」とされているが、CAN-DO リスト形式の目標設定に適しているのは、このうち「外国語表現の能力」及び「外国語理解の能力」になる。</p>

外国語活動（小学校）・外国語科（中学校） 目標（学習指導要領）及びその系統性に準拠した評価の方法の連続性

中学校（外国語科）		
外国語を通じて 言語や文化に対する理解を深め 積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度の育成を図り 聞くこと、話すこと、読むこと、書くことなどのコミュニケーション能力の基礎を養う。		
聞くこと・話すこと・読むこと・書くことの4技能の育成、その統合	コミュニケーション能力の育成	
外国と我が国の言語や文化に対する理解と承認	言語や文化に対する理解	
※省略		
観点の趣旨	学習評価の観点	
コミュニケーションに関心を持ち、 積極的に言語活動を行い、コミュニケーションを図ろうとする。	コミュニケーション への関心・意欲・態度	第1
外国語で話したり書いたりして、自分の考えなどを表現している。	外国語表現の能力	第2
外国語を聞いたり読んだりして、話し手や書き手の意向などを理解している。	外国語理解の能力	第3
外国語の学習を通して、言語やその運用についての知識を身に付けているとともに、その背景にある文化などを理解している。	言語や文化についての 知識・理解	第4
評価の方法		
・教師による行動観察 ・生徒による自己評価／相互評価 ・テスト（パフォーマンス、定期考査）等		
評価の材料		
・言動 ・振り返りカード ・ノート ・ワークシート ・テスト（パフォーマンス、定期考査）の結果 等		
指導の記録（観点別学習状況及び評定）		
・観点別学習状況の評価、「A 十分満足できる」「B おおむね満足できる」「C 努力を要する」 ・評定（学習状況の総括的評価）「5 十分満足できるものうち、特に程度が高い」 「4 十分満足できる」「3 おおむね満足できる」「2 努力を要する」「1 一層努力を要する」		

その目的・意味から指導・評価の計画への反映、設定した目標の見直しまで

単元計画 への反映	○各学校で実際に行われる学習活動を基に各単元の目標及び評価規準を設定し、これらを意識して授業を実施することが重要である。 ○教科書を中心に、単元の目標を達成するのに適した教材を活用した各時の学習指導を計画する。 ○目標の達成状況を把握するための具体的な評価を計画し、単元計画に位置付ける。
評価方法 評価時期	○「CAN-DO リスト」の形で設定した学習到達目標を年間指導計画等に位置付けることにより、「CAN-DO リスト」の形で設定した学習到達目標と評価規準、評価方法及び評価時期を有機的に連動させることが重要である。 ○〈評価方法〉観点別学習状況の評価における「外国語表現の能力」と「外国語理解の能力」について、学習到達目標に対応した学習活動の特質等に応じて、多肢選択形式等の筆記テストのみならず、面接、エッセイ、スピーチ等のパフォーマンス評価、活動の観察等、様々な評価方法の中からその場面における生徒の学習状況を的確に評価できる方法を選択することが重要である。 ○〈評価時期〉授業改善のための評価は日常的に行われることが重要である一方で、生徒の学習の実現状況を記録するための評価を行う際には、単元等のある程度長い区切りの中で適切に設定した時期において評価することが求められる。さらに、学期や学年といった単位で学習の実現状況を総括する。
達成状況 の把握	○外国語科担当教員等が全員で各単元の目標や学年ごとの学習到達目標の達成状況を把握し、必要に応じて指導方法を改善する必要がある。また、評価の妥当性及び信頼性を高める視点から、評価の方法を適宜見直す。さらに、指導や評価の見直しを踏まえ、教科書の採択に生かす。
目標の 見直し	○設定した目標が適切なものであったかどうかを検討し、必要に応じて、目標の内容や難易度を見直すといったPDCA サイクルを確立する。 ○見直しの時期としては、学年末が望ましい。
高等学校 ※略記	○外国語科の各科目の指導計画との関連付け、教員間での共通理解 ○生徒・保護者との目標共有、シラバスへの反映

I  
小中一貫教育  
理論編

II  
外国語教育  
理論編

III  
外国語教育  
実践編  
全体・系統

III  
外国語教育  
実践編  
小学校

III  
外国語教育  
実践編  
接続・導入

III  
外国語教育  
実践編  
中学校

IV  
資料編

表Ⅱ-7 中学校における「CAN-DO リスト」の形での学習到達目標設定及び、年間指導計画・単元計画への反映

※ 観点別学習状況の評価における4観点のうち、「CAN-DO リスト」の形での学習到達目標は「外国語表現の能力」及び「外国語理解の能力」について設定する。ただし、学習評価は4つの観点を総合して行う。  
 ※ 授業においては、4技能を総合的に活用できるコミュニケーション能力を育成することに留意する、

	B 話すこと [話]	D 書くこと [書]
指導事項	(ア) 強勢、イントネーション、区切りなど基本的な英語の音声の特徴をとらえ、正しく発音すること。 (イ) 自分の考えや気持ち、事実などを聞き手に正しく伝えること。 (ウ) 聞いたり読んだりしたことなどについて、問答したり意見を述べ合ったりなどすること。 (エ) つなぎ言葉を用いるなどのいろいろな工夫をして話を続けること。 (オ) 与えられたテーマについて簡単なスピーチをすること。	(ア) 文字や符号を識別し、語と語の区切りなどに注意して正しく書くこと。 (イ) 語と語のつながりなどに注意して正しく文を書くこと。 (ウ) 聞いたり読んだりしたことについてメモをとったり、感想、賛否やその理由を書いたりなどすること。 (エ) 身近な場面における出来事や体験したことなどについて、自分の考えや気持ちなどを書くこと。 (オ) 自分の考えや気持ちなどが読み手に正しく伝わるように、文と文のつながりなどに注意して文章を書くこと。

【外国語表現の能力】 義務教育修了時の学習到達目標 (CAN-DO リスト)  
 初歩的な英語で話したり書いたりして、自分の考えを表現できる。

		B 話すこと [話]		D 書くこと [書]	
		学習到達目標	評価	学習到達目標	評価
中学校	第3学年	・〇〇することができる。 ・△△することができる。 ...	・□□ ・◎◎	・〇〇することができる。 ・△△することができる。 ...	・□□ ・◎◎ ...
	第2学年	・〇〇する ・△△する ...	...	...	・□□ ・◎◎ ...
	第1学年	・〇〇する ・△△することができる。 ...	・◎◎ ...	・△△することができる。 ...	・□□ ・◎◎

望ましい能力記述文の要件  
 ・ある言語の具体的な使用場面における活動を表している。  
 ・学習活動の一環として行う活動であり、各学校が適切な評価方法を用いて評価できる。

STEP 3

【年間指導計画への反映】

第3学年						
単元 (配当時間)	題材		単元の目標	単元の評価規準	主な学習活動	評価の 材料・方法
	内容	利用の視点				
Lesson ○ A Red Ribbon (6時間)			【関】 コミュニケーションへの関心・意欲・態度			
			【表】 外国語表現の能力			
			【理】 外国語理解の能力			
			・時間軸に沿って物語のあらすじを読み取る。	・時間軸に沿って物語のあらすじを読み取ることができる。		
			【知】 言語や文化についての知識・理解			

STEP 4

外国語理解の能力・読むこと、指導事項 (ウ)「正確な読み取り」での例

※ 平成10年に改訂された中学校学習指導要領においては、従来と異なり各学年の目標は立てず、3学年間を通じて目指すべき目標が示されている。これは各学校が生徒の実態に応じて学年ごとの目標を設定することが適切と考えられたからである。したがって、高等学校用の例示とは異なり、本例示においては、学年ごとの学習到達目標の全体は示していない。

A 聞くこと [聞]	C 読むこと [読]	指導事項
(ア) 強勢、イントネーション、区切りなど基本的な英語の音声の特徴をとらえ、正しく聞き取ること。 (イ) 自然な口調で話されたり読まれたりする英語を聞いて、情報を正確に聞き取ること。 (ウ) 質問や依頼などを聞いて適切に応じること。 (エ) 話し手に聞き返すなどして内容を確認しながら理解すること。 (オ) まとまりのある英語を聞いて、概要や要点を適切に聞き取ること。	(ア) 文字や符号を識別し、正しく読むこと。 (イ) 書かれた内容を考えながら黙読したり、その内容が表現されるように音読すること。 ※外国語表現の能力 (ウ) 物語のあらすじや説明文の大切な部分などを正確に読み取ること。 (エ) 伝言や手紙などの文章から書き手の意向を理解し、適切に応じること。 (オ) 話の内容や書き手の意見などに対して感想を述べたり賛否やその理由を示したりなどすることができるよう、書かれた内容や考え方などをとらえること。	STEP 1

【外国語理解の能力】 義務教育修了時の学習到達目標 (CAN-DO リスト)  
 初歩的な英語を聞いたり読んだりして、話し手や書き手の意向などを理解することができる。

A 聞くこと [聞]		C 読むこと [読]		学年	指導事項
学習到達目標	評価	学習到達目標	評価		
・〇〇することができる。 ・△△することができる。 ...	・□□ ・◎◎ ...	・ある程度の長さの物語を読んで、登場人物の行動や話の流れなどあらすじを読み取ることができる。 ...	・□□ ・◎◎ ...	第3学年	STEP 2 中学校
・〇〇することができる。 ・△△することができる。 ...	・□□ ・◎◎ ...	・簡単な物語について、話の展開を読み取ることができる。	・□□ ・◎◎ ...	第2学年	
・〇〇することができる。 ・△△することができる。 ...	・□□ ・◎◎ ...	・短い話について、大まかな流れを読み取ることができる。	・□□ ・◎◎ ...	第1学年	

【単元計画・各時 (学習指導案・レクソンプラン) への反映】

単元	Lesson 〇 A Red Ribbon		
配当時間	6 時間		
単元の目標	1. 時間軸に沿って物語のあらすじを読み取る。		
単元の評価規準	【関】 コミュニケーションへの関心・意欲・態度		
	【表】 外国語表現の能力		
	【理】 外国語理解の能力	・時間軸に沿って物語のあらすじを読み取ることができる。	
	【知】 言語や文化についての知識 理解		
時間	本時の目標	学習活動	STEP 5 学習活動に即した具体的な評価規準 (材料・方法)
1	本単元で身に付ける技能や理解する内容を知る。 時間軸に沿ってあらすじを読み取る。	1. ... 2. 本文を読み「話題」「時間」「場所」「人」「何をしたのか」を読み取る。 ...	【理】【読】 時間軸に沿って「話題」「時間」「場所」「人」「何をしたのか」の観点から物語のあらすじを読み取ることができる。 (言動・観察)

I 小中一貫教育 理論編  
 II 外国語教育 理論編  
 III 外国語教育 実践編 全体・系統  
 III 外国語教育 実践編 小学校  
 III 外国語教育 実践編 接続・導入  
 III 外国語教育 実践編 中学校  
 IV 資料編

(3) 多様な教育人材の【協働】の推進に関する規定と系統的・連続的な教育活動の構想

ア 多様な教育人材の【協働】に関する規定

指導の組織化

- ①自校内
- ②同校種内
- ③異校種間
- ④学校外

異校種間協働の基盤としての自校内同校種内の協働

学校外人材との協働

最後は、教育人材の【協働】に関する規定です。繰り返すと、杉並区の一貫教育は、「つながり」（系統性・連続性）と「生かし合い」（協働）の「かけ合せ（相補完）」によって導かれ、深化していくと定義されています（p.25）。そして協働は、「指導の組織化」を促進し、人材の視点から教育の質的充実を図ろうとするものでした（p.30）。

表II-8には、協働の視点から学習指導要領を（再）構造化したものを示しました。また、先に引用したCAN-DOリストに関わる手引き<sup>[22]</sup>からも、「検討体制」の記載を示してあります<sup>[23]</sup>。私たちは、これらを基に、主として「①自校内」「②同校種内」「③異校種間」「④学校外」から指導の組織化を図り、教師を含む多様な教育人材が、互いを知り合う「交流」、分かり合う「共同」、生かし合う「協働」へと着実に歩を進めていく必要があります。

なお、小中一貫教育の取組においては、特に、③異校種間の協働に関心が集まる傾向があると考えられます。しかし、CAN-DOリストの検討体制に「学習到達目標の設定過程に外国語担当教員等全員が参加し、〔中略〕学習指導要領に基づいた指導と評価の方法を共有する体制を構築」とあるように、校種を超えた協働の基盤は、第一に、①自校内の協働です。また、子どもたち一人一人からすれば、一貫性のある教育とは、「自分の学びが9年間を通してつながる」ことにほかなりません（p.28）。連携関係にある区立小学校間で教育課程や教科等の年間指導計画の整合が（全く）図られていない、したがって進学先の区立中学校入学時点での学習進度に（著しい）差がある、さらに、中学校内で学習到達目標（CAN-DOリスト）が共有されておらず、生徒個々が身に付けた能力が（習熟度に応じるなど、教科担当の全教員が合意した明確な意図なく）異なるといった状況があるとすれば、それは、一貫性のある教育の推進を通じ、解決していく必要があります。

加えて、①から③の協働は、④学校外人材、すなわち、ALTやJTE、外国語に堪能な地域人材とのよりよい協働の基盤ともなります。そうした基盤に立ち、学校外人材を組織化していくためには、学習指導案・レessonプランや研究授業などを媒体として、CAN-DOリストの形での学習到達目標はもちろん、各学校や地域、児童・生徒の実態を共有し、互いを生かし合うことができる適切な役割分担をしていくことが必要です。あらゆる手だて・方法の妥当性や有効性が「目的」と「状況」に応じて決まる以上、それらの共有のないところにより協力的指導は展開し得ません（p.17）。人材の視点からみた際の小中一貫教育は、教師を含めた多様な人材が、互いを知る、分かり合うことの「先」に実現をみるということでもあります。

表II-8 教育人材の【協働】に関する規定 学習指導要領（平成20年3月告示）

	小学校
指導計画の作成内容の取扱い	(1) 指導計画の作成や授業の実施については、学級担任の教師又は外国語活動を担当する教師が行うこと。 (2) 授業の実施に当たっては、ネイティブ・スピーカーの活用に努めるとともに、地域の実態に応じて、外国語に堪能な地域の人々の協力を得るなど、指導体制を充実すること。
CAN-DOリストの形での学習到達目標の設定	

表II-9 道徳の内容項目に関する規定 学習指導要領（平成20年3月告示）

	小学校第1学年及び第2学年	小学校第3学年及び第4学年
内容項目	郷土の文化や生活に親しみ、愛着をもつ。	我が国の伝統と文化に親しみ、国を愛する心をもつとともに、外国語の人々や文化に関心をもつ。



## イ 系統的・連続的な指導に当たっての配慮点、指導計画の作成、内容の取扱いに関する規定

指導計画  
内容取扱い  
配慮点

言語や文化  
理解につい  
ての方法の  
連続性

集団と個人  
のかかわり  
の理解  
その実感

道徳の  
内容項目の  
系統性に  
対する配慮

各学校においては、上記の規定等を十分に理解した上で、多様な教育人材の協働の下、表Ⅱ-10<sup>[24]</sup>の規定、また、道徳との関連を考慮しながら具体的な指導を構想していくこととなります。ここでは、3 (2) 末で予告したように、指導内容「言語や文化に対する理解」に関わる方法の連続性について、「指導計画の作成」(5)の規定に基づき、外国語教育で主として関連を考慮する道徳の内容項目「郷土愛」から「国際理解」への系統を踏まえながら説明をしておきます。

まず、表Ⅱ-10 より、言語や文化に対する理解の「内容の取扱い」は、小学校では「(3) [前略] 主としてコミュニケーション能力の育成に関する指導内容との関連を図ること。[後略]」、中学校では「(3) 教材の題材は、[中略] 指導事項 (1) から (5) に配慮し、適切なものを変化をもたせて取り上げること。」と規定しています。要約すれば、コミュニケーション活動で用いる教材やその題材の連続性の中で気付かせ、深めさせていく。これからの外国語教育を視野に入れるなら、これら規定が、日本人としてのアイデンティティ、伝統文化・歴史の重視なども含めた言語・文化理解に関わる方法の連続性を確保する基本となります。

では、道徳の内容項目はどうでしょう。ここで、ある「集団」に愛情を感じた経験を思い起こしてみてください。するとそうした集団からは、共通の条件として、「自らの生き方を支えてくれている/いる」といった「実感がある」ことを観取できるはずです。これに関連し、学習指導要領・道徳は、「国を愛する心は、そこではぐくまれた我が国の伝統と文化に関心をもち、それらと現在の自分とのかかわりを理解する中から芽生えてくる」と解説しています<sup>[25]</sup>。ここに言う「かかわり」とはつまり、大河の歴史を歩んだ国（集団）が自らの生き方の支えであることにほかならず、ある集団への愛情は、その実感から芽生えるものと解釈できます。

成長・発達に伴い、所属・準拠する集団は、グローバル化と同じく、特定の境界を乗り越えていく。郷土への愛はまた、ユニバーサル化と同じく、国際理解としての世界の平和や人類の幸福への展開を目指す。私たちは、コミュニケーション活動で用いる教材やその題材の連続性を確保しようとする際、このような系統性にも充分配慮し、児童・生徒が、内容項目の価値をどのように捉えるのか、どのような葛藤があるのか、また、価値の実現にどのような意味を見いだせるのかなどを内面的に自覚できるよう、教師が共に考え、悩むことなど<sup>[26]</sup>も視野に入れながら指導を構想していく必要があります。郷土愛や国際理解は、「単なる知的理解に終始したり、行為の仕方を一方的に指導したりする」<sup>[27]</sup>に基づいた「要請」ではなく、児童・生徒の内発的な「実感」から育てていくということです。◆◆◆◆

### 外国語教育の（再）構造化、CAN-DO リストの形での学習到達目標の設定から

中学校	
(2) 生徒の実態や教材の内容などに応じて、ネイティブ・スピーカーなどの協力を得ること。	指導計画の作成 内容の取扱い
○〈検討体制〉学習到達目標の設定過程に外国語担当教員等全員が参加し、管理職の理解や協力、リーダーシップのもと、言語を用いて何ができるようになることを目指すかという観点から、生徒の実態を踏まえた上で、育成したい能力や生徒像、学習指導要領に基づいた指導と評価の方法を共有する体制を構築する。	CAN-DO リスト の形での学習 到達目標の設定

### 郷土愛・国際理解の系統

小学校第5学年及び第6学年	中学校	
外国語の人々や文化を大切にする心を持ち、日本人としての自覚をもって世界の人々と親善に努める。	世界の中の日本人としての自覚を持ち、国際的視野に立って、世界の平和と人類の幸福に貢献する。	内容項目

I  
小中一貫教育  
理論編

II  
外国語教育  
理論編

III  
外国語教育  
実践編  
全体・系統

III  
外国語教育  
実践編  
小学校

III  
外国語教育  
実践編  
接続・導入

III  
外国語教育  
実践編  
中学校

IV  
資料編

表II-10 系統的・連続的な指導に関する規定 学習指導要領（平成20年3月告示）

	小学校		
	第1学年から第4学年	第5学年	第6学年
指導に当たっての配慮点		外国語を初めて学習することに配慮し	第5学年の学習を基礎として
		友達とのかかわりを大切に	
		外国語に慣れ親しむ活動	
		日常生活や学校生活にかかわる活動	
			国際理解にかかわる交流等
		を中心に	を含んだ
		身近で基本的な表現を使いながら	
		体験的なコミュニケーション活動を行うようにすること	
指導計画の作成		<p>(1) 各学校においては、児童や地域の実態に応じて、学年ごとの目標を適切に定め、2学年間を通して外国語活動の目標の実現を図るようにすること。</p> <p>(2) 児童の興味・関心にあったものを指導内容や活動とし、国語科、音楽科、図画工作科などの他教科等で学習したことを活用するなどの工夫により、指導の効果を高めるようにすること。</p> <p>(3) 指導内容のうち、主として言語や文化に対する理解については、主としてコミュニケーション能力の育成に関する指導内容との関連を図ること。その際、言語や文化については体験的に理解を図ることとし、指導内容が必要以上に細部にわたったり、形式的になつたりしないようにすること。</p> <p>(4) 音声を取り扱う場合には、CD、DVDなどの視聴覚教材を積極的に活用すること。その際、児童、学校及び地域の実態を考慮して適切なものとする。</p> <p>(5) 道徳教育の目標に基づき、道徳の時間などとの関連を考慮しながら、</p>	
内容の取扱い		<p>(1) 外国語でのコミュニケーションを体験させる際には、児童の発達の段階を考慮した表現を用い、身近な場面を設定すること。</p> <p>(2) (3) 音声面を中心とし、アルファベットなどの文字や単語の扱いについては、児童の学習負担に配慮しつつ、音声によるコミュニケーションを補助するものとして用いること。</p> <p>(4) — ※(中) 文字及び符号(言語材料)の指導</p> <p>(5) — ※(中) 語、連語及び慣用表現(言語材料)の指導</p> <p>(6) 言葉によらないコミュニケーションの手段もコミュニケーションを支えるものであることを踏まえ、ジェスチャーなどを取り上げ、その役割を理解させるようにすること。</p> <p>(7) — ※(中) 文法事項(言語材料)の指導</p> <p>(8) — ※(中) 文法事項(言語材料)の指導</p> <p>(9) — ※(中) 文法事項(言語材料)の指導</p> <p>(10) — ※(中) 辞書の活用</p> <p>(11) 外国語を通して、外国語や外国の文化のみならず、国語や我が国の文化についても併せて理解を深めることができるようにすること。</p>	

I 小中一貫教育 理論編

II 外国語教育 理論編

III 外国語教育 実践編 全体・系統

III 外国語教育 実践編 小学校

III 外国語教育 実践編 接続・導入

III 外国語教育 実践編 中学校

IV 資料編

外国語教育の(再)構造化、(小)は小学校、(中)は中学校の規定、下線は加筆箇所

中学校			
第1学年	第2学年	第3学年	
小学校における外国語活動を通じて音声面を中心としたコミュニケーションに対する積極的な態度などのある一定の素地が育成されることを踏まえ	第1学年の学習を基礎として	第2学年までの学習を基礎として	指導に当たった配慮点
身近な言語の使用場面(コミュニケーションの場面)や言語の働き(コミュニケーションの働き)に配慮した	を更に広げた	を一層広げた	
言語活動(コミュニケーション活動)を行わせること、その際			
自分の気持ちや身の回りの出来事	第1学年における事実関係を伝えたり物事について判断したりした内容	第1学年及び第2学年における学習内容を繰り返して指導し定着を図るとともに様々な考えや意見	
簡単な表現を用いて	コミュニケーションを図れるような話題を取り上げること		
<p>(1) 各学校においては、生徒や地域の実態に応じて、学年ごとの目標を適切に定め、3学年間を通して英語の目標の実現を図るようにすること。</p> <p>(2) 教材は、コミュニケーション能力を総合的に育成するために、実際の言語の使用場面(コミュニケーションの場面)や言語の働き(コミュニケーションの働き)に十分配慮したものを取り上げること。</p> <p>(3) 教材の題材は、生徒の発達の段階及び興味・関心に即して、英語を使用している人々を中心とする世界の人々及び日本人の日常生活、風俗習慣、物語、地理、歴史、伝統文化や自然科学などに関するものの中から、<u>言語や文化に対する理解の指導事項(1)から(5)に配慮し、適切なものを変化をもたせて取り上げること。</u></p> <p>(4) 生徒の実態や教材の内容などに応じて、コンピュータや情報通信ネットワーク、教育機器などを有効活用すること。</p> <p><u>道徳の内容について、外国語活動/外国語科の特質に応じて適切な指導をすること。</u></p>			指導計画の作成
<p>(1) 言語材料については、学習段階に応じて平易なものから難しいものへと段階的に指導すること。</p> <p>(2) 音声指導に当たっては、日本語との違いに留意しながら、発音練習などを通して言語材料を継続して指導すること。また、音声指導の補助として、必要に応じて発音表記を用いて指導することもできること。</p> <p>(3) 発音と綴りを関連付けて指導すること。</p> <p>(4) 文字指導に当たっては、生徒の学習負担に配慮し筆記体を指導することもできること。</p> <p>(5) 語、連語及び慣用表現は、運用度の高いものを用い、活用することを通して定着を図るようにすること。</p> <p>(6) 一 ※ (小) 言葉によらないコミュニケーションの手段とその役割の理解</p> <p>(7) 文法については、コミュニケーションを支えるものであることを踏まえ、<u>言語活動(聞くこと・話すこと・読むこと・書くことなどのコミュニケーション活動)</u>と効果的に関連付けて指導すること。</p> <p>(8) 文法事項の取扱いについては、用語や用法の区別などの指導が中心とならないよう配慮し、実際に活用できるよう指導すること。また、語順や修飾関係などにおける日本語との違いに留意して指導すること。</p> <p>(9) 英語の特質を理解させるために、関連のある文法事項はまとまりをもって整理するなど、効果的な指導ができるよう工夫すること。</p> <p>(10) 辞書の使い方に慣れ、活用できるようにすること。</p> <p>(11) 一 ※ (中) 外国語を通じた国語や我が国の文化についての理解</p>			内容の取扱い

I  
小中一貫教育  
理論編

II  
外国語教育  
理論編

III  
外国語教育  
実践編  
全体・系統

III  
外国語教育  
実践編  
小学校

III  
外国語教育  
実践編  
接続・導入

III  
外国語教育  
実践編  
中学校

IV  
資料編

◆◆ 4 すぎなみ9年カリキュラム 外国語教育 実践編の構成 ◆◆

前章までに、私たちは、多様で一貫性のある外国語教育を構想するための目指す像と諸規定を確認してきました。ここからは、各学校が、実情に応じて学習指導を構想する段です。後述するように、杉並区では小学校第1学年から外国語教育を開始するため、まさしく小中9年間を通した外国語教育の実践となります。

ここでは、理論編を閉じるに当たり、Ⅲ 実践編を概説していきます。ただし、実践編収録の各種資料は、本区「標準」を示しつつもあくまで「事例」であり、実情に応じた外国語教育の構想と展開を教育行政が「支援」(pp.28-31.)するものであることに留意が必要です。

(1) 目標・内容(事項)の【系統性】の構造的理解に関する実践

ア 義務教育9年間を通した一貫性のある外国語教育の全体像と系統表

全体像と系統表  
さて、実践編収録の第一は、「学年目標」(空欄、各学校が定める)、後述の【連続性】確保や【協働】推進の視点から構成される「全体像」(図Ⅱ-4)、單元ごとの「学習到達目標」とそれに準拠した「観点別学習状況評価の規準」から構成される「系統表」(図Ⅱ-5)です。  
言語や文化の違いを超えて思いを伝え合う喜びに気付き、世界大での絆・支え合いの大切さに自覚を深めながら、コミュニケーション能力を育成する。この像へと迫る9年間の成長を、つながりをもって思い描く。実践の全ては、【系統性】の深い理解から始まります。

イ 小学校第1学年からの外国語活動の意味

外国の言語や文化に触れる機会の保障  
杉並区では、現行指導要領に準拠しつつも小学校第1学年から外国語教育を開始し、したがって教育課程の編成上第4学年までの活動は、「特設の時間」をもって充てることとなります。なお、第1・2学年では「5」時数ずつ、第3・4学年は「10」時数ずつ、中学校を含め第5学年以上は指導要領の規定を標準(最低実施時数)として教育課程を編成します。  
ここで特に留意が必要なのは、小学校第4学年までの活動の趣旨、つまり活動を実施することの意味です。そこで表Ⅱ-11には、表Ⅱ-10(p.54,55)を基に、現行学習指導要領の第5・6学年に接続するよう、第1学年から第4学年の規定を追加したものを示しました。  
本表「指導に当たっての配慮点」第4学年までの規定からは、「外国の言語や文化に初めて触れる」など、「触れる」という趣旨を読み取ることができます。つまり、第4学年までの活動は、成長の「一様性」(p.15)から考えた際、自己像や他者との関わりについて大きな心理的変化が始まる第二次的性徴の発現前(p.16,17)までに、全ての児童に対し、外国の言語や文化に触れ、多様な文化の理解と承認の「素地」を養う最初の機会を保障しようとするものです。

ウ 杉並区教育ビジョン2012の基本目標と目標達成のための取組視点、目指す外国語教育像の関係

もう一つ、上記「素地」と関連し、改めて確認しておきたいのが、目指す外国語教育像(p.42,43)です。まず、ビジョン2012の基本目標・目指す人間像に呼応する外国語教育像は、同じくビジョンの目標達成のための取組の視点の第二「学び」と「循環」とも呼応しています。

学びと循環  
学びの成果は、まずは一人ひとりの内なるものとして積み重ねられ、次の段階で自らをより発展させていく糧となります。また、子どもや他者の学びと成長にかかわる中で、かかわる側の人々も喜びや学びを得ながらその成果を地域や次の世代に伝えていくことも、学びを深めていく過程で大切なものです。

言語や文化の違いを超え、多様な他者と共に生き、自らの道を拓くための、内なる、「個」の学び。その成果を、世界へ視野を広げ、次代へ伝える「社会」にとっての学び。外国語教育像は、二つの学びの意味をつなげ、義務教育の先に「持続可能な社会を目指し、次代を共に支えていく力」を通じた学びの循環を見据えつつ、中学校第3学年の各Projectで「生き方を学ぶ教育活動」(p.28,31,234)と接続していきます。本区における小学校第1学年からの活動は、義務教育段階での確実な外国語能力の育成に資するを目指すだけのものではありません。

校種 (時数)	学年 (時数)	「つながり」 あらゆる教育の目標・内容・方法の「構造的な理解」										「生か合い」 あらゆる教育人材の「組織化」						
		①目標・内容の【系統性】		②方法の【連続性】		③教材の【協働】		④プロジェクト型学習(協働)		⑤反転型学習		⑥CAN-DOリスト		⑦評価		⑧人材の【協働】		
学習目標 各学年ごとに目標を 各学校において適切に定める		時期	単元名(時数)	時間	教科書	基本型	特種・特例	活動・教材の題材	プロジェクト型学習(協働)	反転型学習	CAN-DOリスト	評価	協働	自校	同校	異校	学校外	
小学校 (100)	第1学年 (5)	3学期	ともだちがゲーム(1)	12月														
		1学期	4-5月															
			6-7月															
	第2学年 (5)	3学期																
		1学期	4-5月															
			6-7月															
	第3学年 (10)	3学期																
		1学期	4-5月															
			6-7月															
	第4学年 (10)	3学期																
		1学期	4-5月															
			6-7月															
	第5学年 (35)	3学期																
		1学期	4-5月															
			6-7月															
	第6学年 (35)	3学期																
		1学期	4-5月															
			6-7月															
中学校 (420)	第1学年 (140)	1学期																
	2学期																	
	3学期																	
第2学年 (140)	1学期																	
2学期																		
3学期																		
第3学年 (140)	1学期																	
2学期																		
3学期																		

各学年の目標は、【系統性】の理解に資するよう、各学校において、**実情に応じ、**系統表やレッスンプランの例を参考としながら適切に定める。

単元名は、「**コミュニケーション活動**」(場面・働き)の【**連続性**】(スパイラル)を含むが象徴されるように名付けてある。

【**連続性**】確保と【**協働**】推進の視点を示しており、各々を取り上げている事例に○、重点的に取り上げているものに◎を付してある。

色付きは、指導事例として「**レッスンプラン**」を収録している単元を示す。

○小学校は、前書「**すぎなみ小学校外国語活動レッスンプラン集(平成24年3月)**」において、6年間の全100時数分のレッスンプラン例を収録してある。本書では、前書から【**系統性**】の理解や【**連続性**】の確保、【**協働**】の推進を示すに当たって特に有益と考えられるものを選び、再構成して収録してある。  
○中学校は、成長の多様性をより考慮し、例えば教科書に示される各Lessonの指導事例ではなく、各学年の各学期末～次学期初に、当該期間の学習を総まとめする「**プロジェクト型**」学習のレッスンプラン例を収録してある。各学校において、各プロジェクトが十分に実施できることを目標に指導計画を作成、各学年・学期の学習指導を構想・展開していくことが望まれる。  
※中学校の教科書は、「Sunshine English Course」(平成24年度用、開隆堂)に準拠

図II-4 全体像：義務教育9年間を通した系統的な学習到達目標、単元配列、連続性確保と協働推進の構成

校種 (時数)	学年 (時数)	「つながり」 あらゆる教育の目標・内容・方法の「構造的な理解」												「生か合い」 あらゆる教育人材の「組織化」				
		①目標・内容の【系統性】		②方法の【連続性】		③教材の【協働】		④プロジェクト型学習(協働)		⑤反転型学習		⑥CAN-DOリスト		⑦評価		⑧人材の【協働】		
学習目標 各学年ごとに目標を 各学校において適切に定める		時期	単元名(時数)	時間	教科書	基本型	特種・特例	活動・教材の題材	プロジェクト型学習(協働)	反転型学習	CAN-DOリスト	評価	協働	自校	同校	異校	学校外	
小学校 (100)	第1学年 (5)	3学期	ともだちがゲーム(1)	12月														
		1学期	4-5月															
			6-7月															
	第2学年 (5)	3学期																
		1学期	4-5月															
			6-7月															
	第3学年 (10)	3学期																
		1学期	4-5月															
			6-7月															
	第4学年 (10)	3学期																
		1学期	4-5月															
			6-7月															
	第5学年 (35)	3学期																
		1学期	4-5月															
			6-7月															
	第6学年 (35)	3学期																
		1学期	4-5月															
			6-7月															
中学校 (420)	第1学年 (140)	1学期																
	2学期																	
	3学期																	
第2学年 (140)	1学期																	
2学期																		
3学期																		
第3学年 (140)	1学期																	
2学期																		
3学期																		

目標・内容(事項)の【**系統性**】の構造的な理解、評価の方法の【**連続性**】の確保に資するよう、単元ごとの「**学習到達目標**」、それに準拠した「**単元の観点別学習状況評価の規準**」を掲載してある。

図II-5 系統表：義務教育9年間を通した単元目標と観点別学習状況評価の規準一覧の構成

I 小中一貫教育理論編  
II 外国語教育理論編  
III 外国語教育実践編 全体・系統

III 外国語教育実践編 小学校  
III 外国語教育実践編 中学校

IV 資料編

表II-11 杉並区における系統的・連続的な外国語教育の学習指導に関する規定

	小学校		
	第1学年から第4学年	第5学年	第6学年
指導に当たっての配慮点	外国の言語や文化に初めて触れることに配慮し	外国語を初めて学習することに配慮し	第5学年の学習を基礎として
	友達とのかかわりを大切に		
	外国語に触れる活動	外国語に慣れ親しむ活動	
	日常生活や学校生活にかかわる活動		
	身近で基本的な表現を使いながら	第4学年までに慣れ親しんだ音声や基本的な表現を繰り返して使いながら	第5学年までに
	外国の文化に触れる活動を含んだ	外国の文化の背景にあるものの見方や考え方などに触れる活動を含んだ（を中心に） （身近で基本的な表現を使いながら）	国際理解にかかわる交流等を含んだ
	体験的なコミュニケーション活動を行うようにすること		
指導計画の作成	(1) 準用、特設の時間をもって充てること。 (2) 準用	(1) 各学校においては、児童や地域の実態に応じて、学年ごとの目標を適切に定め、2学年間を通して外国語活動の目標の実現を図るようにすること。 (2) 児童の興味・関心にあったものを指導内容や活動とし、国語科、音楽科、図画工作科などの他教科等で学習したことを活用するなどの工夫により、指導の効果を高めるようにすること。 (3) 指導内容のうち、主として言語や文化に対する理解については、主としてコミュニケーション能力の育成に関する指導内容との関連を図ること。その際、言語や文化については体験的に理解を図ることとし、指導内容が必要以上に細部にわたったり、形式的になつたりしないようにすること。 (4) 音声を取り扱う場合には、CD、DVDなどの視聴覚教材を積極的に活用すること。その際、児童、学校及び地域の実態を考慮して適切なものとする。	
	(3) 準用 (4) 準用	(5) 道徳教育の目標に基づき、道徳の時間などとの関連を考慮しながら、	
内容の取扱い	(1) 準用	(1) 外国語でのコミュニケーションを体験させる際には、児童の発達の段階を考慮した表現を用い、身近な場面を設定すること。	
	(2) (3) 準用	(2) (3) 音声面を中心とし、アルファベットなどの文字や単語の扱いについては、児童の学習負担に配慮しつつ、音声によるコミュニケーションを補助したり、音声と同時に提示して読ませたりするものとして用いること。	
	(4) —	(4) — ※ (中) 文字及び符号（言語材料）の指導	
	(5) 準用	(5) 語、連語及び慣用表現については、身近で基本的な表現を用いること。	
	(6) 準用	(6) 言葉によらないコミュニケーションの手段もコミュニケーションを支えるものであることを踏まえ、ジェスチャーなどを取り上げ、その役割を理解させるようにすること。	
	(7) —	(7) — ※ (中) 文法事項（言語材料）の指導	
	(8) —	(8) — ※ (中) 文法事項（言語材料）の指導	
	(9) —	(9) — ※ (中) 文法事項（言語材料）の指導	
	(10) —	(10) — ※ (中) 辞書の活用	
	(11) —	(11) 外国語を通して、外国語や外国の文化のみならず、国語や我が国の文化についても併せて理解を深めることができるようにすること。	

「準用」は当該学年の前後学年の規定を準用することを示す、下線は加筆箇所

中学校			
第1学年	第2学年	第3学年	
小学校における外国語活動を通じて音声面を中心としたコミュニケーションに対する積極的な態度などの一定の素地が育成されることを踏まえ	第1学年の学習を基礎として	第2学年までの学習を基礎として	指導に当たった配慮点
身近な言語の使用場面（コミュニケーションの場面）や言語の働き（コミュニケーションの働き）に配慮した	を更に広げた	を一層広げた	
言語活動（コミュニケーション活動）を行わせること、その際			
<u>小学校外国語活動で慣れ親しんだ</u>	第1学年における	第1学年及び第2学年における	
音声や基本的な表現、学習内容を繰り返して指導し定着を図るとともに			
自分の気持ちや身の回りの出来事	事実関係を伝えたり物事について判断したりした内容	様々な考えや意見	指導計画の作成
(簡単な表現を用いて)	などの中から		
コミュニケーションを図れるような話題を取り上げること			
(1) 各学校においては、生徒や地域の実態に応じて、学年ごとの目標を適切に定め、3学年間を通して英語の目標の実現を図るようにすること。			
(2) 教材は、コミュニケーション能力を総合的に育成するために、実際の言語の使用場面（コミュニケーションの場面）や言語の働き（コミュニケーションの働き）に十分配慮したものを取り上げること。			
(3) 教材の題材は、生徒の発達の段階及び興味・関心に即して、英語を使用している人々を中心とする世界の人々及び日本人の日常生活、風俗習慣、物語、地理、歴史、伝統文化や自然科学などに関するものの中から、 <u>言語や文化に対する理解の指導事項(1)から(5)</u> に配慮し、適切なものを変化をもたせて取り上げること。			内容の取扱い
(4) 生徒の実態や教材の内容などに応じて、コンピュータや情報通信ネットワーク、教育機器などを有効活用すること。			
<u>道徳の内容について、外国語活動/外国語科の特質に応じて適切な指導をすること。</u>			
(1) 言語材料については、学習段階に応じて平易なものから難しいものへと段階的に指導すること。			
(2) 音声指導に当たっては、日本語との違いに留意しながら、発音練習などを通して言語材料を継続して指導すること。また、音声指導の補助として、必要に応じて発音表記を用いて指導することもできること。			
(3) 発音と綴りを関連付けて指導すること。			
(4) 文字指導に当たっては、生徒の学習負担に配慮し筆記体を指導することもできること。			
(5) 語、連語及び慣用表現は、運用度の高いものを用い、活用することを通して定着を図るようにすること。			
(6) <u>準用</u>			
(7) 文法については、コミュニケーションを支えるものであることを踏まえ、 <u>言語活動（聞くこと・話すこと・読むこと・書くことなどのコミュニケーション活動）</u> と効果的に関連付けて指導すること。			
(8) 文法事項の取扱いについては、用語や用法の区別などの指導が中心とならないよう配慮し、実際に活用できるよう指導すること。また、語順や修飾関係などにおける日本語との違いに留意して指導すること。			
(9) 英語の特質を理解させるために、関連のある文法事項はまとまりをもって整理するなど、効果的な指導ができるよう工夫すること。			
(10) 辞書の使い方に慣れ、活用できるようにすること。			
(11) <u>準用</u>			

- I 小中一貫教育 理論編
- II 外国語教育 理論編
- III 外国語教育 実践編 全体・系統
- III 外国語教育 実践編 小学校
- III 外国語教育 実践編 接続・導入
- III 外国語教育 実践編 中学校
- IV 資料編

## (2) 方法の【連続性】の確保に関する実践

## ア (第一) コミュニケーション活動、そのスパイラルを視点とする連続性の確保

コミュニケーション活動

ある段階での教育の内容を確実なものとし、それを次の段階でより高め、もって教育の目標・目的を実現していくための方法のつながり。実践編では、連続性確保の第一として、指導要領の規定に基づいて「コミュニケーション活動」(p.46, 47)につながりをもたせ、全体像・系統表(図II-4, 5)上の「単元名」に象徴してあります。

スパイラル

質的発展のない方法の繰り返し

コミュニケーション活動は、特に小学校において、同じ場面・働きがスパイラル=複数回出現し、音声や基本的な表現に慣れ親しむために聞く・話すことができるよう配列してあります。中学校では、読む・書くを加えた4技能の統合を小学校の活動との連続性上で図ることができるようにしてあります。しかし、だからこそ、目標や内容の系統性を深く理解し、「質的発展のない方法の繰り返し」(p.21)を回避するよう十分注意しなければなりません。

## イ (第二) 学習指導の展開の基本型を視点とする連続性の確保

展開の基本型

連続性確保のための第二は、1単位時間の「学習指導の展開の基本型」(図II-6)です。小学校では、「外国の言語や文化に初めて触れること」「外国語を初めて学習すること」に配慮すると規定に従い、[1 Greetings→2 Songs & Chants→3 Activity→4 Story Time→5 Greetings]を繰り返し使い、活動そのものに慣れ親しむことができるように配慮しています。中学校ではさらに、「繰り返し指導して定着を図る」との規定から、慣れ親しんだ音声や基本的な表現を含んで行う Warm Up、前時(まで)の Review、活動(Activity)から教科学習への移行として Main Contents や Language Use が含まれ、展開の基本型が連続的に発展するようになっています。

## ウ (第三) 小学校外国語活動から中学校外国語科への円滑な接続、音声から記号へ

円滑な接続

Voice &amp; Words

Words &amp; Voice

加えて、展開の基本型には、連続性確保の第三として、校種間の意図的(円滑)な接続に資する Voice & Words、Words & Voice が含まれています。これらは、意(現象)表現する「音声」から「記号」への飛躍を埋め、つまずきを出さないよう、ジェスチャー等を含め両者の対応の認識を緩やかに形成し、深めていくものです(図II-6)。表II-11中「内容の取扱い」の小学校(2)(3)「[前略]文字や単語の扱いについては、[中略]音声によるコミュニケーションを補助したり、音声と同時に提示して読ませたりする」を具体化するものとして位置付けています。実践編では、Start Project・(中)スタートコラムのみ上記の規定を扱っています。しかし、児童生徒の実態によっては、連携・一貫校の協働の下、小学校第5学年、特に第6学年において、Voice & Words の積極的な導入が期待されることです。

また、Words & Voice については、これも実情によりますが、小学校第6学年、中学校第1学年の導入期に扱うことを想定しています。ただしこれは、以降の学習や指導が「記号→音声」の単方向のみであることを意味しません。中学校の目標は、あくまで、4技能の順列を踏まえつつ、各々の育成と統合を図り、コミュニケーション能力の基礎を養うことにあります。

## エ (第四) 活動や教材の題材を視点とする言語や文化に対する理解の連続性の確保

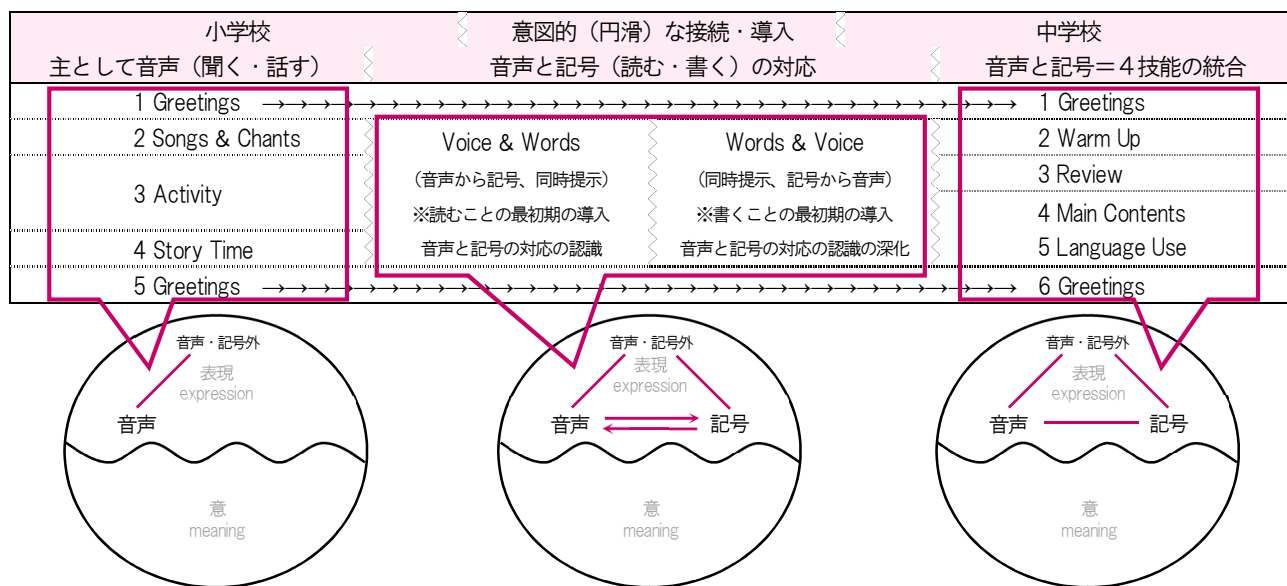
活動・教材の題材

ここまでは、「コミュニケーション能力」に関する取組です。「言語や文化に対する理解」については、連続性確保の第四として、活動や教材の題材につながりをもたせてあります。

まず、「言語」については、小学校の「あいさつ」「色」「数」から始まり、中学校では「文構造」など、我が国との言語の差異に気付き、理解を深める活動や教材を設定してあります。

また、「文化」については、表II-11中の「指導計画の作成」(3)の規定に従い、小学校では、「Halloween」や「Christmas」などの季節の行事を代表とし、体験的且つスパイラルに外国の文化に触れる活動を設定してあります。中学校では、第3学年「外国文化」「伝統文化」「Fundamental Principles of Olympism」に代表例をみるように、ユニバーサライゼーションに資する教材を設定しています。加えて、各プロジェクトにおいても、「自己や他者の捉え方」「相互理解を深め、承認し合うための議論」などを題材に活動を展開してあります。





図Ⅱ-6 (第二) 学習指導の展開の基本型による連続性の確保  
——音声（聞く・話す）、記号（読む・書く）、音声・記号外（ジェスチャー等）の対応の認識の形成過程<sup>28)</sup>

**オ (第五) プロジェクト型学習を通じた個／協同の学びを視点とする連続性の確保**

プロジェクト型学習

個／協同の学び

学び方

自律的学習者

さて、上記の取組は、基本的に「一斉学習・指導」を前提しています。しかし、既に述べたように、成長・発達は様々でなく、一貫性のある教育は、一人一人の多様な学びをつなげていくためのものでもあります。さらに、外国語教育に関わる成長の多様性がより高いのなら、私たちは、学びの「個別化」に応じる連続的な取組についても考えなければなりません。

そこで実践編では、連続性確保の第五として、小学校は第3学年（以上）の最終単元、中学校は全学年の学期末・始単元で「プロジェクト型」の学習を展開しています。プロジェクトの学習到達目標に準拠して自らの学習状況を振り返り・評価し、具体的な目標や解決すべき課題を個々に定め、一定条件の中で学びを進める。公教育として保障すべき水準を示しつつ、多様な成長に応じ、且つ可能な限り自発的な学びを促す取組です。

また、プロジェクトの進め方も、学年が上がるほど裁量を大きくしてあります。もちろん、表Ⅱ-11 中「指導に当たっての配慮点」に規定されるように、特に小学校は「かかわりを大切に」した活動が必要です。しかし、学年の進行に伴い、各々の状況に応じて、「個」での学び、ペアやグループで「協同」する学びを組み合わせるようにならせます。これは、「学び方」を身に付けさせ、表Ⅱ-6 中の「自律的学習者」としての成長を願う連続的な取組でもあります。

**カ (第六) 反転型学習指導の導入可能性**

ICT 機器の活用による反転型学習

実態を十分見極めた導入

さらに、学びの個別化、あるいは「学習形態の多様化」に当たっては、表Ⅱ-11「内容の取扱い」(4) に関連し、昨今関心の高まる ICT 機器を活用した「反転 (flip)」型の学習指導、つまり、「説明型の講義など基本的な学習を宿題として授業前に行い、個別指導やプロジェクト学習など知識の定着や応用力の育成に必要な学習を授業中に行う教育方法」<sup>29)</sup>の導入も検討が望まれます。反転は、「学校の内／外」からの検討が多いように思いますが、ここを「学校生活における教育課程の内／外」と捉え返せば、その可能性を更に広げることができると考えられます。

例えば、授業前の一定時間を（時数に含まない）モジュールに組み、個人端末で（既習の）音声や表現に触れさせておく、モデルスピーチを視聴し、学習計画の素案を立てておく。当該の学習目標や内容、児童生徒の実態を十分見極めた上であれば、連続性確保の第六として、このような取組の可能性を検討できるはずで、ただし、他教科等も含め、それが基礎的・基本的な知識や技能であったとしても、具体物の操作活動や他者との関わりを通じてこそ十分に身に付く内容については、特に小学校段階において、この限りではありません。

I 小中一貫教育 理論編  
II 外国語教育 理論編  
III 外国語教育 実践編 全体・系統  
III 外国語教育 実践編 小学校  
III 外国語教育 実践編 接続・導入  
III 外国語教育 実践編 中学校  
IV 資料編

(3) レッスンプランの基本型と人材の【協働】の推進に関する実践、巻末資料

ア レッスンプランの基本型

レッスン  
プランの  
基本型

実践の種

各レッスンプランは、ここまでに解説した全体像や系統表に基づき、連続性確保のための取組を具体化するものとして、図II-7のように構成してあります。また、学習到達目標に準拠して学習状況を振り返り、評価するためのワークシートや、活動や学習を進める児童生徒の姿などの関連資料も、レッスンプラン内や末で紹介するようにしています。

もちろん、通常の学習指導案・レッスンプランとは異なる点もあります。その最たるは「学習者観」、つまり、「これまでの学習経緯を踏まえ、当該単元の学習到達目標に準拠して評価した児童生徒の学習状況、主たる課題」に関する記述がないことです。各レッスンプランは、当該の学習者観を十分考慮し、各学校における実践の糧として活用してください。

イ (第七) CAN-DO リスト、校種間の接続、自己評価を視点とする評価の方法の連続性の確保

具体的な  
評価規準

評価の意図  
的な接続

自己評価  
シート

さて、評価の方法の連続性に関する取組については、上記までに解説をしていません。これについては、観点別学習状況評価による「目標及びその系統性に準拠した連続的な評価」(p.47)に資する第七の取組として、レッスンプランを通じ、主として三つの実践を示してあります。

まずは、全レッスンプランにおいて、系統表に基づき、CAN-DO リストの作成に資する「コミュニケーション活動(学習活動)に即した具体的な評価規準」を示してあります。

次には、Start Project において、評価を校種間で意図的に接続する「小学校の活動に対する中学校の目標・内容(事項)に準拠した評価」を示してあります。これは、小学校の活動状況を的確に引き継ぎ、中学校での導入期の学習や指導に生かす実践でもあります(p.22)。

最後は、児童生徒の側からの取組です。小学校第3学年「発表」の「振り返りシート」、第6学年「卒業スピーチ」の「相互評価シート」、中学校第1学年 My Project1 の「自己評価シート」は、児童生徒が学習を振り返り、評価する例です。特に後二者は CAN-DO リストの形での学習到達目標に準拠したものであり、この点において評価の方法の連続性を確保しています。

ウ 教育人材の協働

協働の  
ポイント  
と  
可能性

各レッスンプランにおいては、教育人材を最適に組み合わせて、指導を組織化していくための協働についても具体を示してあります。「自校内」「同校種内」「異校種間」「学校外」の見出しを設け、協働の「ポイント」、あるいは「可能性」を提案するものです。

なお、各レッスンプランにおいて示されている取組は、主として【協働】に関わる例です。よって、その前段階である【交流】(知り合う)、【共同】(分かり合う)時期を十分に経た上で実現し得るものと捉えておく必要があります。繰り返しになりますが、例えば「目的」と「状況」の共有のないところに、よい協力的指導は展開し得ません(p.52)。

エ よりよい外国語教育に資する巻末資料

よりよい  
外国語教育  
に資する  
資料

上記が、実践編を構成する資料の概要です。さらに本書末には、「学習指導要領(外国語活動・外国語科全文)」や「放課後等の教育支援の在り方」をはじめ、複数の資料を収録しました。

「教育環境の整備」は、「感化」から外国語教育を考える実践、「他教科との関連を図った指導」は、表II-10, 11「指導計画の作成」小学校(2)「他教科で学習したことの活用」を具体化する実践です。さらに、外国語教育に関わるより発展的な学習機会「杉並区中学生海外留学事業」の紹介、「Basic Expressions & Aphorisms」には、授業の Warm Up などで行うことができる Authentic な表現、ひいては生き方の支えとなる格言・名言も収録されています。「生き方を学ぶ教育活動の手引き」は、よりよい人生を切り拓く基盤を築く目的に向かい、あらゆる教育活動を全方向的につなげ、多様で一貫性のある教育の軸とするためのものです。

加えて、ビジョン推進計画の目標Iの達成指標に設定される杉並区「特定の課題に対する調査」の設計、調査の結果等を教育課程へと反映していくための「学力向上推進計画の作成、教育課程への反映」に係る通知、universalizationに関する議論の資料も収録してあります。

No. 1

Start Project 自己紹介を通して積極的に関わろう ◆◆

1 単元の学習到達目標 (CAN-DO)

自己紹介について、間違いを恐れず、慣れ親しんだ外国語の音声や基本的な表現を使い、自分のことを話して正しく伝えたり、相手のことを聞いて内容を正確に理解したりすることができる。(コミュニケーション)

慣れ親しんだ外国語の音声や基本的な表現と文字や単語との対応に気付きを深める。(言語・文化)

2 学習到達目標に準拠した評価規準 (CAN-DO リスト)

単元の評価規準	【国】コミュニケーションの 中心・態度・態度	【英】外国語理解の能力 コミュニケーション(聴きと話し)学習到達目標 (達成リスト)	【明】外国語理解の能力 聴きと話し	【語】言語や文化についての 理解・理解
単元の評価規準	慣れ親しんだ音声や基本的な表現を使い、積極的に活動に取り組みたり、自分のことを話したり相手のことを聞いて伝えている。	慣れ親しんだ外国語の音声や基本的な表現を使い、自分のことを話したり相手のことを聞いて伝えている。	出身の学校名、趣味・特技、食べ物やスポーツ、教科などの好きな、好きな音楽や映画、習い事などの外国語での対応に気付きを深める。	慣れ親しんだ外国語の音声や基本的な表現を使い、積極的に自分のことを話したり相手のことを聞いて伝えている。
単元の評価規準	①間違いを恐れず、慣れ親しんだ音声や基本的な表現を使って積極的に話している。 ②慣れ親しんだ音声や基本的な表現を使い、積極的に自分のことを話したり相手のことを聞いて伝えている。 ③身振りや手振りやうまく利用して自己紹介をしている。 ④聞いたことについて簡単な動作や言葉で反応している。	慣れ親しんだ外国語の音声や基本的な表現を使い、積極的に自分のことを話したり相手のことを聞いて伝えている。 ②慣れ親しんだ外国語の音声や基本的な表現を使い、積極的に自分のことを話したり相手のことを聞いて伝えている。 ③身振りや手振りやうまく利用して自己紹介をしている。 ④聞いたことについて簡単な動作や言葉で反応している。	出身の学校名、趣味・特技、食べ物やスポーツ、教科などの好きな、好きな音楽や映画、習い事などの外国語での対応に気付きを深める。	慣れ親しんだ外国語の音声や基本的な表現を使い、積極的に自分のことを話したり相手のことを聞いて伝えている。

3 義務教育9年間を通して一貫性のある学習指導における本単元の位置付け

(1) 指導目標・内容(事項)の【系統性】の構造的な理解とコミュニケーション活動の【連続性】の確保の概要

【目標・内容】小学校外国語活動からの連続、中学校外国語科の導入となる最初のプロジェクトは「自己紹介を通して積極的に関わろう」であり、コミュニケーション活動(即ち学習到達目標)の趣旨は「慣れ親しんだ音声や基本的な表現を使って、正しく伝えたり正確に理解したりすることができる」である。ここで自己紹介は「聞くこと」(Listening)と「話すこと」(Speaking)の両方を含む活動である。この「聞くこと」は、「音声と記号の対応を深める」ということには含まれない。

【言語材料(音声や基本的な表現)】は、下表を参照し、本単元に用いられる。

「指導目標・内容」の【系統性】と「コミュニケーション活動」の【連続性】、指導事項としての「言語材料」(音声や基本的な表現、文法事項)の配列を概説してある。

4 単元の学習・指導と評価の計画 (3) ※活動の★はポイントとして取り上げるもの

時	◎目標	○主な指導事項 (文化理解のみ)	☆評価
1	◎慣れ親しんだ外国語の音声や基本的な表現を使い、積極的に自分のことを話したり相手のことを聞いて内容を正確に理解したりすることができる。(コミュニケーション)	○慣れ親しんだ外国語の音声や基本的な表現を使って積極的に関わること。 ◎音声や基本的な表現と文字や単語との対応に気付きを深める。	★【関】① ★【知】①
2	◎慣れ親しんだ外国語の音声や基本的な表現を使い、積極的に自分のことを話したり相手のことを聞いて伝えている。	○慣れ親しんだ外国語の音声や基本的な表現を使い、積極的に自分のことを話したり相手のことを聞いて伝えている。 ◎身振りや手振りやうまく利用して話している。 ◎聞いたことについて簡単な動作や言葉で反応している。 ○慣れ親しんだ外国語の音声や基本的な表現を使って自己紹介を聞いて内容を正確に理解すること。 ○外国語を使って思いを伝え合う喜びに気付きを深めること。	★【関】② ★【関】③ ★【関】④ ★【表】① ★【関】⑤ ★【知】②

指導計画は、「**主な学習活動→指導事項→学習活動に即した具体的な評価規準**」を軸にまとめている。主な学習活動の「主な」の規準は、学習指導要領上の指導事項がある＝目標に準拠した評価をする場面である。

No. 2

単元	接続・導入(本単元)	第1学年1学期(以後)
基本的な表現(No.1) Hello! / Hi! How are you? What's your name? / My name is... Where is your home? / I'm from... (Brown Bear) What do you see? / I see a... (The Months of Year) January - December	接続・導入(本単元)	主語(一人称)、be動詞(一般動詞(肯定文・否定文・疑問文)) 動詞類 (do, does) Wh Question (What, How many...?) 複数形

(2) 学習・指導と評価の方法の【連続性】の確保

小学校外国語活動からの中学校外国語科への円滑な接続

ア【各時の展開】小学校外国語活動では、各時の基本的な展開を「1 Greetings→2 Song & Chants→3 Activity→4 Story Time→5 Greetings」とすることで、活動の連続性を確保する基礎としてきた。本プロジェクトでは第1時でこの基本型を使い、第2時からは、中学校の展開の基本型へ徐々に移行していく。そのため単元時間も、第1時は45分、第2・3時は50分を想定してある。

イ【コミュニケーション能力(慣れ親しんだ能力の育成)】最も重要な点は、音声と記号の対応の認識を深めるため、音声と記号を同時に扱う活動を設定している。具体的には、例えば第1時において、Brown Bearを材料に、聞いた音声や基本的な表現と一致するカード(記号=文字や単語)を選んだり並び替えたたりする活動や、Danshi Englishの中の自己紹介に関する基本的な表現を使って問答し、聞いたものと一致するカード(連語及び慣用表現)を選ぶ活動がそれである。

なお、こうした一連の活動においては、できるだけできないではなく、間違いを恐れず、楽しく活動させることを重視し、音声と記号の対応の認識を自然と深めていくことが重要である。楽しい活動を通して関わりは、児童生徒が(入学前)に習得した機会となり、中学校での学習にも繋がるものになる。また、音声と記号の対応の認識は、中学校外国語科における本格的な読むことや書くことの導入、すなわち、4技能を総合していく最初の準備となるものである。

ウ【言語や文化に対する理解(体験的な気付きから理解と承認へ)】本プロジェクトでは、文化に対する理解の扱いがない。ただし、言語については、上記したように、音声と記号の対応の認識を深めることがそれに該当する。

エ【評価と活動の記録、評価】本プロジェクトは、中学校外国語科の指導目標・内容(事項)にあるかを見取ることで、後の学習活動に活用される。

オ【教材の【協働】の推進】本プロジェクトは、本単元では、春期型である。CAN-DO リストの検討体制にの方法を共有したうえで実施することを見取り、必要ならば個別に支援をする。また、何より小学校外国語活動の成果を中学校の学習に生かしていくためである。

イ【同校種内】連携関係にある複数の小まとも、中学校へ事前に提供される

ウ【異校種間】本プロジェクトは、小学校の意義を認め、複数でT2となり、並

エ【学校外】ALT や JTE、外国語に堪能して指導を支援することが望まれる。

方法の【連続性】の確保に関するポイントを、指導内容の大枠である「コミュニケーション能力」と「言語や文化に対する理解」から、前後の単元・学年を中心に解説してある。

人材の【協働】の推進に関するポイントや可能性の提案を、「校内」「同校種内」「異校種間」「学校外」から示してある。

5 本単元(プロジェクト)における学習・指導と評価のポイント

(1) 1/3時: Songs & Chants, Voice & Words (単位時間45分)

◎本時のねらいは、間違いを恐れず、外国語の音声や基本的な表現を使って積極的に関わること。  
音声や基本的な表現と文字や単語との対応に気付きを深める。

時間	学習活動	○指導事項 (文化理解のみ)	☆評価 (材料・方法)
1	Songs & Chants	○小学校と中学校の学習の意図的(円滑)な接続	

各時(本時)のレッスンプランは、小学校と中学校で掲載方法が異なる。

○小学校は、(単元中の)1時数分の全てを掲載してある。

○中学校は、特にポイントになる時、各時のポイントになる部分を抽出して掲載してある。特にMy Project 1では、最初のProjectとして単元計画中の全時のポイント解説している。Project 2以降は、Project 1のプランと同時に参照することが望ましい。

単元の活動や学習の成果をイメージできるように、児童生徒の活動している姿を、写真を添えて掲載してある。

No. 4

各レッスンプランは、「全体像」「系統表」「前後の単元・学年のもの」、再構造化した学習指導要領の「目標・内容(事項)」「指導に当たっての配慮点・指導計画の作成・内容の取扱い」と同時に参照することが望ましい。なお、各プランの内容は、細かな学習や指導の手立てよりも、系統性・連続性の理解・確保、協働の推進の糧となることを重視している。

図Ⅱ-7 レッスンプランの基本的な構成

(4) 今後 10 年のその先に在る外国語教育のよりよい未来へ、コラム

外国語教育  
理論編

既に述べたように、外国語教育は、大きな転換を迎えようとしています。本章では、この転換をよりよい未来へとつなげるために、昨今の動向を踏まえた上で、歴史をたどり、活動・教科目標の理念を取り出し、教育ビジョン 2012 の「目指す人間像」と呼応させ、「目指す外国語教育像」を定めました。その実現のために、諸規定を確認し、【系統性】【連続性】と【協働】の視点から再構造化し、それらを具体化する実践編収録の資料を概説してきました。

ア 今後 10 年のその先に在る外国語教育のよりよい未来へ

教育  
ビジョン  
2012

実践編へと進むに当たり、ここまでを、全ての議論の始発点である杉並区教育ビジョン 2012 が今後 10 年を見据えて目指す教育像と関連させつつ、まとめたいと思います。図 II-8 には、これと関連し、ビジョンの目標達成のための取組の視点のイメージを掲載しました。

共に学び  
共に支え  
共に創る

今後 10 年を見据え、生涯にわたり誰もが共に学び支え合い、明日の杉並を創り出せるよう、人々が世代を超えて互いに共感し、響きあえる、「共に学び共に支え共に創る杉並の教育」を目指します。

人は、誰もが、よりよく生きたいという願いをもっています。それは、健康であり、自分のもつ力を十分に高め伸ばしていくとともに、地域や社会に貢献しようとしていくことでもあります。その基となるのが、生涯にわたり学び続けていく力です。 [中略]

点から  
線へ  
線から  
面へ

大人は、次代を担う子どもたちの学びと成長について目標を共有し、その目標に向けて誰もが主役として協働していくことが、次の活動への原動力となっていきます。その結果、大人たちの一体感を生み出し、より質の高い教育を創り出します。

一体感が醸成された「人と人の絆と支えあい」のある地域コミュニティのもと、いい学校が育ちます。そして、いい学校のあるところにいいまちができていきます。「共に学び共に支え共に創る杉並の教育」は、これまでの「まちが育てる学校」の考え方を土台にしつつ、共に支え共に創る「学びのまち・杉並」を目指して、あらゆる人々の参画と協働により、生涯にわたる学習環境を整えていきます。

これまで教育委員会では、[中略] 教育基盤の整備を図ってきました。今後は、この教育基盤を土台とし、様々な施策を点から線へ、線から面へと繋げ、より豊かな教育の実現を目指し取り組みます。

今後 10 年  
その先に

杉並区の小中一貫教育は、図 II-9 に再掲するように、あらゆる教育の目標や内容、方法、人材が「つながり」「生かし合う」ことを目指すものです。それは換言すれば、「地域」の「異世代」が共に学び、支え、創る義務教育の探究です。外国語教育はこれを、今後 10 年、あるいはその先に、「世界」の「異文化」が共に学び、支え、創るものへと拡張していきます。

願いの  
響き合い

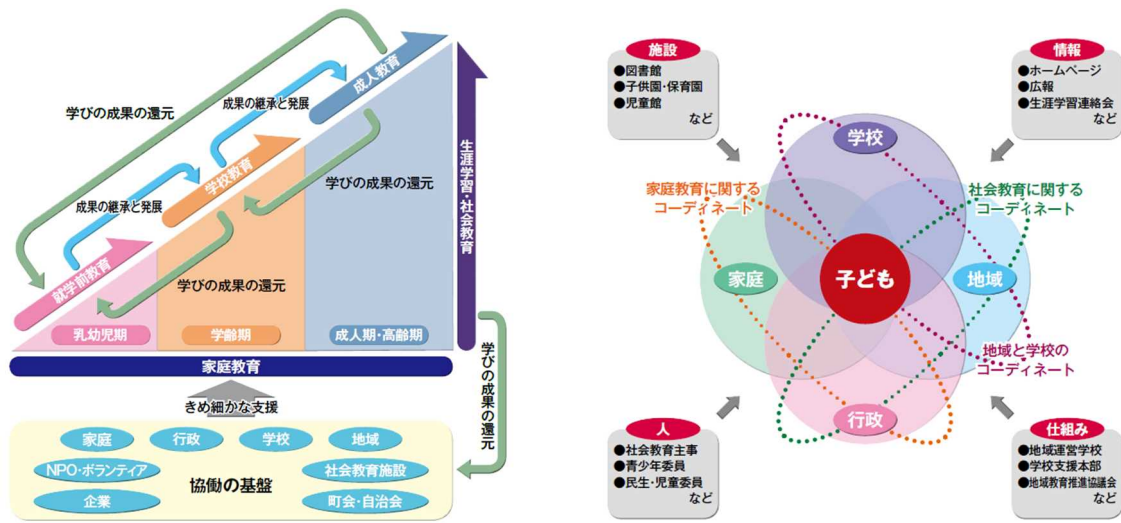
そして、点から線へ、線から面へ。多様で一貫性のある外国語教育はまた、異世代・異文化に開かれた公共空間・生涯にわたる教育施設としての学校を目指します。その中で、「全ての子ども」が、義務教育を通じ、自らの道を拓き、共に生きる「よりよい人生を切り拓く基盤」を確実に築く。そのために、あらゆる施策の「結束点」となり、子どもたちのよりよく生きたいという願い、私たち教育の担い手のよりよい成長・発達への願いを響き合わせる取組です。

イ 子どもたちの姿やエピソードを交えたコラム

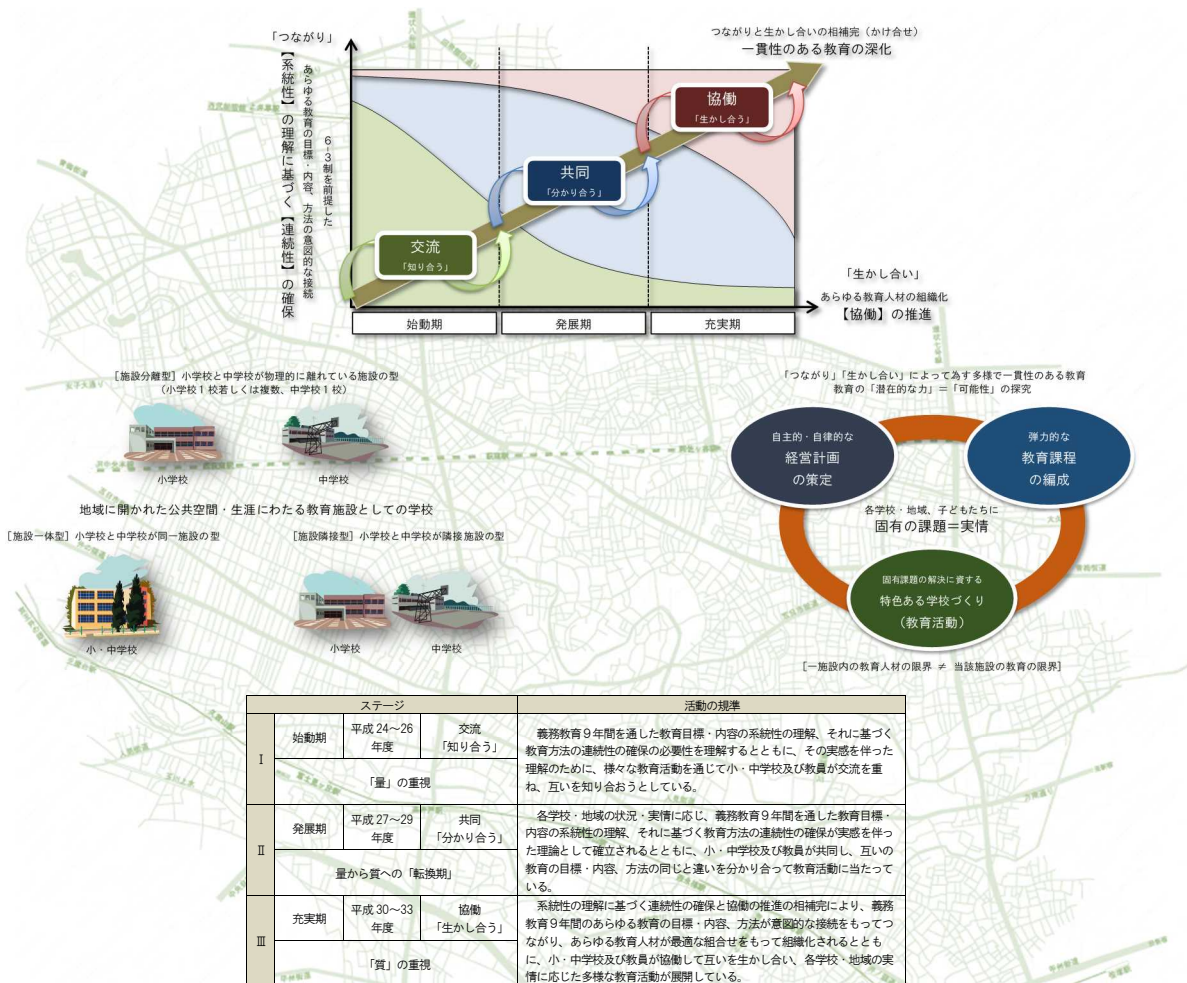
コラム

さて、実践編の事例の合間には、「コラム」も収録してあります。「聞くこと・話すことの導入期の指導、就学前教育からの接続」「指導と評価の一体化、評価と評定」といったものから、目指す外国語教育像のより深い理解に資する「グローバル化、個にとつての学ぶことの意味」「ユニバーサル化、社会にとつての学ぶことの意味」などのテーマについて、子どもたちの姿や学校でのエピソードを交えて執筆してあります。「言語や文化を超えて思いを伝え合う喜びに気づき、世界大での絆・支え合いの大切さに自覚を深めながら、外国語によるコミュニケーション能力を育成する。」杉並区のみ目指す外国語教育像の実現を、子どもたちや教師の姿を中心に支える資料としてお読みいただければと思います。◆◆◆◆

子どもたち  
の姿や  
エピソード



図Ⅱ-8 杉並区教育ビジョン2012、基本目標達成のための取組の視点のイメージ  
「学び」と「循環」、「連続性」と「きめ細かさ」(左)、「かかわり」と「つながり」(右)



図Ⅱ-9 取組の視点のうち特に「連続性」を具体化する杉並区小中一貫教育(再掲、p.25, 28, 29, 31)

I 小中一貫教育理論編  
II 外国語教育理論編  
III 外国語教育実践編 全体・系統  
III 外国語教育実践編 小学校  
III 外国語教育実践編 接続・導入  
III 外国語教育実践編 中学校  
IV 資料編

## 引用・脚註

- [1] 人口動態調査 月報 (概数) 2013 年 10 月 (厚生労働省、2014 年 3 月 7 日公開) 等を参照した。  
[http://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/GL08020103.do?\\_toGL08020103\\_&listID=000001117354&requestSender=dsearch](http://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/GL08020103.do?_toGL08020103_&listID=000001117354&requestSender=dsearch)
- [2] 第二次教育振興基本計画 (文部科学省、平成 25 年 6 月 14 日閣議決定) [http://www.mext.go.jp/a\\_menu/keikaku/](http://www.mext.go.jp/a_menu/keikaku/)
- [3] グローバル化に対応した英語教育改革 (文部科学省、平成 25 年 12 月 13 日)
- [4] スーパーグローバルハイスクールの概要 (文部科学省、平成 25 年 12 月 24 日)
- [5] 世界の成長を取り込むための外国人留学生の受入れ戦略 (中間まとめ) (文部科学省、平成 25 年 8 月 22 日)
- [6] 文部科学省による学制百年史 (昭和 56 年 9 月 5 日発行、株式会社 帝国地方行政学会)、百二十年史 (平成 4 年 9 月 30 日発行、ぎょうせい)、小池生夫による提言 日本の英語教育—ガラパゴスからの脱出 (2013 年、光村図書) を参考にした。
- [7] パーマー (Harold E. Palmer) による「オーラルメソッド (口頭教授法)」が代表的である。パーマーは 1922 年来日し、文部省英語教育顧問となり、これを契機に、日本の英語教育の進展に大きく貢献したとされる。
- [8] 国立国会図書館・近代デジタルライブラリーを参照した。<http://kindai.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/787993/308>
- [9] 国立国会図書館・近代デジタルライブラリーを参照した。<http://kindai.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/788021/325>
- [10] 学校教育法 (昭和 22 年法律第 26 号) の制定による。
- [11] 1947 年、1951 年については実施年、それ以降は告示年を示してある。表記については、文章内での統一を図るために一部修正してある。
- [12] このことについては、1947 年 (昭和 22 年) 告示の学習指導要領 (試案) [13] の「二. 英語の聴き方と話し方を学ぶこと。」「三. 英語の読み方と書き方を学ぶこと。」に、同様の趣旨のことが記されている。
- [13] 見出しのみ記載してある。1947 年 (昭和 22 年) 学習指導要領 (試案)・外国語科の目標 (全文) は、以下のとおりである。
- 一. 英語で考える習慣を作ること。
- 英語を学ぶということは、できるだけ多くの英語の単語を暗記することではなくて、われわれの心を、生まれてこのかた英語を話す人々の心と同じように動かせることである。この習慣 (habit) を作る事が英語を学ぶ上の最初にして最後の段階である。
- 英語で考えることと翻訳することとを比較してみよう。前者は英語をいかに用いるかということを目的としているが、後者は古語を学ぶときのように、言語材料を覚えることに重点をおいている。前者は聴き方にも、話し方にも、読み方にも、書き方にも注意しながら英語を生きたことばとして学ぶのに反して、後者は書かれた英語の意味をとることにのみとらわれている。ここにおいて、英語で考えることが、英語を学ぶ最も自然な最も効果的な方法であることは明らかである。
- 二. 英語の聴き方と話し方を学ぶこと。
- 英語で考える習慣を作るためには、だれでも、まず他人の話すことの聴き方と、自分の言おうとする話の話し方を学ばなければならない。聴き方と話し方とは英語の第一次の技能 (primary skill) である。
- 三. 英語の読み方と書き方を学ぶこと。
- われわれは、聴いたり話したりすることを、読んだり書いたりすることができるようにならなければならない。読み方と書き方とは英語の第二次の技能 (secondary skill) である。そして、この技能の上に作文と解釈との技能が築かれるのである。
- 四. 英語を話す国民について知ること、特に、その風俗習慣および日常生活について知ること。
- 聴いたり話したり読んだり書いたりする英語を通じて、われわれは英語を話す国民のことを自然に知ること (information) になるとともに、国際親善を増すことにもなる。
- [14] 一般目標のみ記載してある。1951 年 (昭和 26 年) 学習指導要領・外国語科の目標 (全文) は、以下のとおりである。
- A. 一般目標
- 聴覚と口頭との技能および構造型式の学習を最も重視し、聞き方・話し方・読み方および書き方に熟達するのに役立ついろいろな学習経験を通じて、「ことば」としての英語について、実際的な基礎的な知識を発達させるとともに、その課程の中核として、英語を常用語としている人々、特にその生活様式・風俗および習慣について、理解・鑑賞および好ましい態度を発達させること。
- B. おもな機能上の目標
- (1) 「ことば」としての英語を聞いてわかる技能を発達させること。標準は中学校生徒の発達段階に相当であると一般に認められたものとする。したがって、
- (a) 聴覚と口頭との技能を発達させるにあたって、習得した聞き方の技能が、(1) 中学校の標準内において実用的価値あるものとなり、(2) 高等学校の内または外においてさらに進んだ学習をしようとする者にとって、健全な基礎として役立つものとなること。
- (b) 読み方または書き方の技能を発達させるにあたって、習得した聞き方の技能が、そのような技能の習得に必要な基礎および基準として役立つものとなること。
- (2) 「ことば」としての英語を口頭で表現する技能を発達させること。標準は中学校生徒の発達段階に相当であると一般に認められたものとする。したがって、
- (a) 特に口頭表現の技能の習得を希望する生徒にとって、習得した技能が、(1) 中学校生徒の発達段階に相当であると一般に認められた標準内において、実用的価値あるものとなり、(2) 高等学校の内または外においてさらに進んだ学習をしようとする者にとって、健全な基礎として役立つものとなること。
- (b) 読み方または書き方の技能を発達させるにあたって、習得した口頭表現の技能が、そのような技能の習得に必要な基礎および基準として役立つものとなること。

- (3) 「ことば」としての英語を読んでわかる技能を発達させること。標準は中学校生徒の発達段階に相当であると一般に認められたものとする。したがって、
- (a) 書き方の技能を発達させるにあたって、習得した読み方の技能が、(1) 中学校の標準内において実用的価値あるものとなり、(2) 高等学校の内または外においてさらに進んだ学習をしようとする者にとって、健全な基礎として役だつものとなること。
  - (b) 書き方の技能を発達させるにあたって、習得した読み方の技能が、そのような技能の習得に必要な基準および完成を助けるものとして役だつものとなること。
- (4) 「ことば」としての英語を書く技能を発達させること。標準は中学校生徒の発達段階に相当であると一般に認められたものとする。したがって、
- (a) その技能が、(1) 中学校の標準内において実用的価値あるものとなり、(2) 高等学校の内または外においてさらに進んだ学習をしようとする者にとって、健全な基礎として役だつものとなること。

C. おもな教養上の目標

- (1) 英語課程の中核として、英語を常用語としている人々、特にその生活様式・風俗および習慣について、理解・鑑賞および好ましい態度を発達させること。したがって、
- (a) 聞き方・話し方・読み方および書き方の技能を発達させるにあたって、学習経験を、英語を常用語としている人々の生活様式・風俗および習慣から切り離さないこと。かれらの言語はかれらの文化の中核なのである。
  - (b) このような鑑賞と態度との発達が、高等学校の内または外においてさらに進んだ学習をしようとする者にとって、健全な基礎として役だつものとなること。
  - (c) このような鑑賞と態度との発達が、習得した言語とともに、生徒の個人的・社会的および職業的能力に寄与するものとなること。
  - (d) このような鑑賞と態度との発達が、習得した言語技能とともに、平和への教育の重要な一部として役だつものとなること。

[15] The global learning crisis、下記 [16] による。

[16] UNESCO (2014) Teaching and learning: achieving quality for all; EFA global monitoring report, 2013-2014 (summary), p.31

[17] Universal primary education (UPE)、[16] による。

[18] 表Ⅱ-4のみでなく、本節において示す学習指導要領の規定は、可能な限り現行学習指導要領（平成20年3月告示）の原文を用い、小学校外国語活動から中学校外国語科に至る指導目標・内容（事項）の【系統性】の構造的な理解、指導と評価の方法の【連続性】の確保、多様な教育人材の【協働】の推進に当たって有益となるよう、再構造化したものである。

原文からの再構造化の程度が最も大きいという観点から、「言語や文化に関する理解」をもって例を一つ挙げると、次のようになる。小学校外国語活動では、「第2 内容」に「2 日本と外国の言語や文化について、体験的に理解を深めることができるよう、次の事項について指導する」とあり、その具体となる指導事項が(1)から(3)に規定されている。一方、中学校外国語科では、「第2 内容」の「3 指導計画の作成と内容の取扱い」の(2)教材・題材の配慮点にアからウを規定するのみであり、教科目標のうち「言語や文化に対する理解を深め」に対応する指導の内容や具体的な事項が規定ない。

そこで本稿では、まず、指導内容の領域として、小学校外国語活動の規定を利用し、「言語や文化に対する理解」「コミュニケーション能力の育成」を設定する。次に、中学校外国語科の教材・その題材の配慮点に係る規定を読み替え、小学校外国語活動との整合を【系統性】の視点をもって図りながら、6つの指導事項に再構造化している。

なお、現行学習指導要領（平成20年3月告示）は、小学校外国語活動と中学校外国語科の全文を巻末に記載している。

[19] 平成20年1月の中央教育審議会答申「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領の改善について」では、「社会や経済のグローバル化が急速に進展」「異なる文化の共存や持続可能な発展に向けて国際協力が求められる」「人材育成面での国際競争も加速している」といった背景を受け、外国語教育が課題視されている。また、これまでの我が国における外国語教育の課題点として、「あいさつ、自己紹介などの初歩的な外国語に初めて接する」ことは「むしろ小学校段階での活動になじむもの」であること、「中学校外国語科では、指導において聞くこと及び話すことの言語活動に重点を置くこととされているが、同時に、読むこと及び書くことも取り扱うことから、中学校に入学した段階で4技能を一度に扱う点に指導上の難しさがある」ことが触れられている。

こうした背景・課題を受け、平成20年3月告示の現行学習指導要領においては、小学校第5学年及び第6学年に外国語活動が新設されるに至った。小学校外国語活動は、平成21・22年度の移行期間を経て、平成23年度から全面实施となっている。

[20] 表Ⅱ-5中の中学校外国語科における【コミュニケーションの場面の例】【コミュニケーションの働きの例】は、現行学習指導要領では【言語の使用場面の例】【言語の働きの例】と規定されている。ここでは、中学校外国語科の目標「聞くこと、話すこと、読むこと、書くことなどのコミュニケーション能力の基礎を育成する」の規定を踏まえ、小学校の分類名に統一した。

[21] 外国語能力の向上に関する検討会（2011）国際共通語としての英語力向上のための5つの提言と具体的施策～英語を学ぶ意欲と使う機会の充実を通じた確かなコミュニケーション能力の育成に向けて～（平成23年6月30日）

[22] 文部科学省初等中等教育局（2013）各中・高等学校の外国語教育における「CAN-DO リスト」の形での学習到達目標設定のための手引き（平成25年3月）

[23] 表Ⅱ-8中は、教育人材の【協働】を視点とし、小学校外国語の「第3 指導計画の作成と内容の取扱い」1 (5)、中学校外国語科の「第2 各言語の目標及び内容等」の「3 指導計画の作成と内容の取扱い」(1) キの規定を再構造化してある。

[24] 表Ⅱ-10中は、特に中学校外国語科において再構造化を行っている。

まず、表Ⅱ-10中の「指導に当たっての配慮点」は、特に【系統性】の理解に基づく【連続性】を確保した指導計画を作成する上で重要と考えた。そこで、小学校外国語活動では「第3 指導計画の作成と内容の取扱い」2 (1)「2学年間を通じ指導に当たっては、次のような点に配慮するものとする。」、中学校外国語科では「第2 各言語の目標及び内容等」(2) イ (7)「生徒の学習段階を考慮して各学年の指導に当たっては、次のような点に配慮するものとする。」のを独立させ表中の筆頭とした。

次に、表II-10中の「指導計画の作成」にある中学校外国語科の(2)については、[18]において脚註したように、中学校外国語科の教材・題材の配慮点に係る規定を「言語や文化に対する理解」の指導事項と位置付けたことに伴い、「[前略]言語や文化に対する理解の指導事項(1)から(5)に配慮し、適切な題材を変化をもたせて取り上げること。」と規定し直している。

また、中学校外国語科では、「第2 各言語の目標及び内容等」の「2 内容」の(4)において「言語材料の取扱い」が規定されている。これを表II-10「内容の取扱い」に移動している。表II-5において、言語材料を指導内容(事項)に位置付けたことに伴うものである。さらに、「第2 各言語の目標及び内容等」の「3 指導計画の作成と内容の取扱い」の(1)「指導計画の作成」に位置付けられていた「音声」「文字及び符号」「語、連語及び慣用表現」また「辞書の活用」を、表II-6中の小学校外国語活動「内容の取扱い」と関連を図りながら整理している。これによって、言語材料に係る全規定が「内容の取扱い」に再構造化されている。

[25] 文部科学省(2008)小学校学習指導要領解説 道徳編(平成20年8月)のp.53

[26] 文部科学省(2008)中学校学習指導要領解説 道徳編(平成20年9月)のp.83,105

[27] [26]のp.83

[28] 竹田青嗣(2001)言語的思考へ 脱構築と現象学のp.146を参考にした。

[29] FLIT(東京大学大学院情報学環・反転学習社会連携講座):学びの時間と空間を組み換える—対面とオンラインを組み合わせた新しい学習環境 <http://flit.iii.u-tokyo.ac.jp/about/index.html#Frip>

なお、同HPにおいて反転学習は、その学術的な位置付けとして、次のように解説されている。「反転学習は、オンラインと対面を組み合わせたブレンド型学習(Blended Learning)の一形態とみなすことができます。ブレンド型学習は、様々な「メディア(テキスト、動画、掲示板など)」を活用して対面とオンラインを有機的に統合し学習環境をデザインするための理論体系です(Garrison & Vaughan, 2008)。ブレンド型学習の研究知見は、目的に応じたメディアの選択と組み合わせに関して示唆を与えてくれます。ブレンド型学習から見た反転学習は、講義視聴や基本演習をオンライン(授業前)で行い、個別指導や応用演習を対面(授業中)の順で行うブレンド型学習のパターンとして捉えることができます。一方で、「説明(講義)→課題(演習)」という活動の順序を「課題→説明」に変えることで学習効果が上がるという報告もなされており(Schneider et al, 2013)、ブレンド型学習をはじめとする学術的な知見を活用することで、より効果的な反転学習のデザインや新しいブレンド型学習モデルの可能性が期待できます。」